

千葉県環境基本計画

平成21年度年次報告



平成 23 年 1 月
千 葉 県

はじめに

千葉県では、平成 20 年 3 月に、県の環境政策のマスタープランである「千葉県環境基本計画」を策定し、平成 30 年度までの 11 年間ににおける環境政策の基本目標と、目標を実現するための施策展開の方針を定めました。

この計画の着実な推進を図るため、計画に掲げる県の施策については、年度ごとに成果を把握して評価を行い、継続的に見直しを行っていくこととされています。

この度、県では、平成 20 年度に続き 2 回目となる、平成 21 年度における計画の進捗状況の点検・評価を実施し、その結果を「平成 21 年度年次報告」として取りまとめました。

1. 点検・評価の対象

基本計画の第 3 編「施策の展開方向」の中で設定した 5 つの柱（章）の全 21 のテーマ（節）、及び各施策を支える共通的・基盤的な施策（第 6 章各節）について、基本計画に記載されている節ごとの「計画の進捗を表す指標」の達成状況の点検・評価を実施しました。

2. 点検・評価の方法

各指標について、県庁内の関係部局で構成する「千葉県環境基本計画推進会議」において、点検・評価の時点で把握可能な最新のデータ（21 年度のデータとは限りません。）と、基準年度及び目標年度のデータとを比較することにより、節全体の点検・内部評価を行いました。ただし、計画では目標年度までの年度ごとの工程表は示されていないため、達成状況の評価は、傾向（トレンド）として目標に近づいているか否かを文章で記述しました。

また、実施した点検・内部評価の結果については、千葉県環境審議会へ報告して意見を伺うとともに、県庁ホームページや千葉県環境白書などで公開し、広く意見や提言を求め、改善に反映させます。

3. 21 年度の主な取組と今後の対応

点検・評価を補足するため、基本計画に記載された施策展開の基本方針に基づき、県が 21 年度に実施した主な施策の取組と、点検・評価結果を踏まえた今後の対応について、節ごとに取りまとめました。

目 次

| | | |
|------------|-------------------------------|----|
| 第1章 | 地球温暖化防止に取り組む | |
| 第1節 | 温室効果ガスの排出量削減 | 3 |
| 第2節 | 森林などによる二酸化炭素吸収の確保 | 6 |
| 第3節 | オゾン層保護のためのフロン対策 | 9 |
| | | |
| 第2章 | 豊かな自然環境の保全・再生と生物多様性の確保 | |
| 第1節 | 生物多様性保全に向けた総合的施策の展開 | 11 |
| 第2節 | 自然公園等による優れた自然環境の保全と活用 | 14 |
| 第3節 | 森林・農地・湖沼・沿岸域の環境の保全と再生 | 17 |
| 第4節 | 都市における緑と水辺のネットワークづくり | 21 |
| 第5節 | 野生動植物の保護と管理 | 23 |
| | | |
| 第3章 | 資源循環型社会を築く | |
| 第1節 | 3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進 | 26 |
| 第2節 | 廃棄物の適正処理の推進と不法投棄の防止 | 29 |
| 第3節 | 「バイオマス立県ちば」の推進 | 32 |
| 第4節 | 残土の適正管理 | 34 |
| | | |
| 第4章 | 安心できる健やかな環境を守る | |
| 第1節 | 良好な大気環境の確保 | 36 |
| 第2節 | 騒音・振動・悪臭の防止 | 39 |
| 第3節 | 良好な水環境の保全 | 42 |
| 第4節 | 良好な地質環境の保全 | 46 |
| 第5節 | 化学物質による環境リスクの低減 | 49 |

| | | |
|------------|---------------------------------|----|
| 第5章 | 環境を守り育てる人づくり・ネットワークづくり | |
| 第1節 | 環境学習の推進 | 52 |
| 第2節 | 環境に配慮した自主的行動と協働の推進 | 55 |
| 第3節 | 「ちば環境再生基金」の充実と活用 | 60 |
| 第4節 | 県域を越えた連携と国際環境協力の促進 | 63 |
| | | |
| 第6章 | 環境を守り育てるための共通的・基盤的な施策の推進 | |
| 第2節 | 環境影響評価制度等の充実 | 66 |
| 第3節 | 環境情報の提供と調査研究体制の充実 | 67 |

※第6章第1節「環境と調和のとれた土地利用の推進」は、「千葉県国土利用計画」の内容を再掲したものであるため、本年次報告書での進行管理の対象からは除外しています。

第1章第1節 温室効果ガスの排出量削減

1. 計画の進捗を表す指標の状況と評価

| 項目名 | 基準年度 | 現況 | 目標 |
|--|--------------------------|--------------------------|-------------------------------|
| 家庭における県民1人1日あたりの二酸化炭素排出量 | | | |
| 電気・ガスの使用等家庭内のエネルギー消費に伴う排出量 | 1日あたり 3.17kg (14年) | 1日あたり 3.33kg (19年) | — 1日あたり 2.60kg (30年) |
| 上記に自家用自動車の使用・ごみ（一般廃棄物）の排出等に伴う排出量を含めた数値 | 1日あたり 6.62kg (14年) | 1日あたり 5.94kg (19年) | — 1日あたり 5.50kg (30年) |
| 日常生活における取組状況（アンケート調査により実施している人の割合） | | | |
| レジ袋（ポリ袋やビニール袋）をもらわない | 12.6% (18年) | 23.6% (21年) | — 80% (30年) |
| 節電に努める | 59.1% (18年) | 53.0% (21年) | — 100% (30年) |
| 車の運転時は、急発進・急加速をしない | 77.0% (16年) | 51.1% (21年) | — 100% (30年) |
| 県の公用車購入時における低公害車の占める割合 | 96.6% (17年) | 89.2% (20年度) | — 100% (毎年) |
| 千葉県の新エネルギーの割合 | 0.6% (15年) | — | — 6% (30年) |

《評価》

目標に向けて順調に進捗していない項目もあるが、施策を着実に推進し、目標達成を図る。

家庭における二酸化炭素排出量は1990年比では、依然高い増加率となっているものの、基準年（2002年）との比較では、一般廃棄物と自動車使用を含めた排出量は減少しています。

日常生活における環境に配慮した取組については、レジ袋をもらわない人の割合は基準年度に比べ増加しています。近年、環境問題への関心の高さにも関わらず、実際の活動に結びついていない項目もあり、引き続き、県民一人一人の行動を促進するための仕組みづくりや普及啓発が必要です。

県の公用車購入時における低公害車の占める割合は、平成17年10月の排出ガス規制の変更により、適合車が減ったことから基準年度に比べると低下しているものの、18年度の75.0%から増加しています。

新エネルギーの割合については、22年度に調査する予定です。

2. 主な取組と今後の対応

① 地球温暖化防止対策の総合的推進

八都県市（現九都県市）と連携した夏のライフスタイルやエコウェーブなどの普及啓発を実施するとともに、「ちばCO2CO2ダイエット出前講座」を43回開催し、1,844人が参加しました。さらに、現行の千葉県地球温暖化防止計画の期間が平成22年度までであることから、計画改定に向けた調査等を行います。

② 家庭生活における二酸化炭素排出削減対策の推進

家庭における省エネルギー対策の促進に向けたキャンペーンや、関係団体等と協働した「住まいの省エネ機器キャンペーン」を実施したほか、千葉県建築文化賞で表彰した環境に配慮した建築物部門の受賞作品の紹介をするなどの普及啓発を行いました。今後の家庭における対策については、計画改定の中で検討します。

③ 事業活動における温室効果ガス排出削減対策の推進

業務部門への対策を推進するため、県内事業者に対し、無料省エネ診断を実施し、簡易省エネマニュアルを作成しました。また、県制度融資に、「環境保全資金」を創設しました。

22年度は、「環境保全資金」の周知と利用拡大に努めるとともに、環境省の補助を受けて21年度に新たに造成した「地域グリーンニューディール基金」を活用し、中小企業が設置する断熱窓及びLED照明に対し、補助を実施します。

④ 交通における二酸化炭素排出削減対策の推進

天然ガス・ハイブリッドバス・トラックの普及促進のため、51台分の助成を行いました。また、千葉県物流戦略推進協議会を開催し、関係者間においてモーダルシフトや共同輸配送など、効率的で高度化された物流システムの構築に向けた検討を行いました。22年度は、引き続き、天然ガス・ハイブリッドバス・トラック等の購入に対し助成を行うとともに、効率的で高度化された物流システムの構築に向け、共同輸配送等の取組の支援など関係者間の連携を図り、検討を行っていきます。

⑤ 新エネルギーの導入促進等

県警本部新庁舎に太陽光発電設備が導入されました。22年度は、再生可能エネルギー等の導入が促進されるよう、引き続き、普及啓発に努めるとともに、「地域グリーンニューディール基金」を活用し、現代産業科学館に太陽光発電設備を導入します。

⑥ 県自らの率先行動の推進

県自らの事務事業により排出する温室効果ガス排出量について、平成20年度は、平成12年度比で15.2%削減しました。また、20年4月から「さわやかちば県民プラザ」に導入したESCO事業等の状況を市町村等に紹介するなど普及啓発を行いました。さらに、「地域グリーンニューディール基金」を活用し、県有施設の省エネ改修を進めていくため、「県有施設省エネ改修導入方針」を取りまとめるとともに、同方針に基づき、幕張メッセ及び現代産業科学館の省エネ診断を実施しました。22年度は、21年度に実施した省エネ診断の結果を踏まえ、幕張メッセにおいて外構部街灯にLED照明を導入するとともに、現代産業科学館において太陽光発電設備の設置及び照明の省エネ化を図ります。

図1 千葉県の二酸化炭素排出量の推移及びその内訳

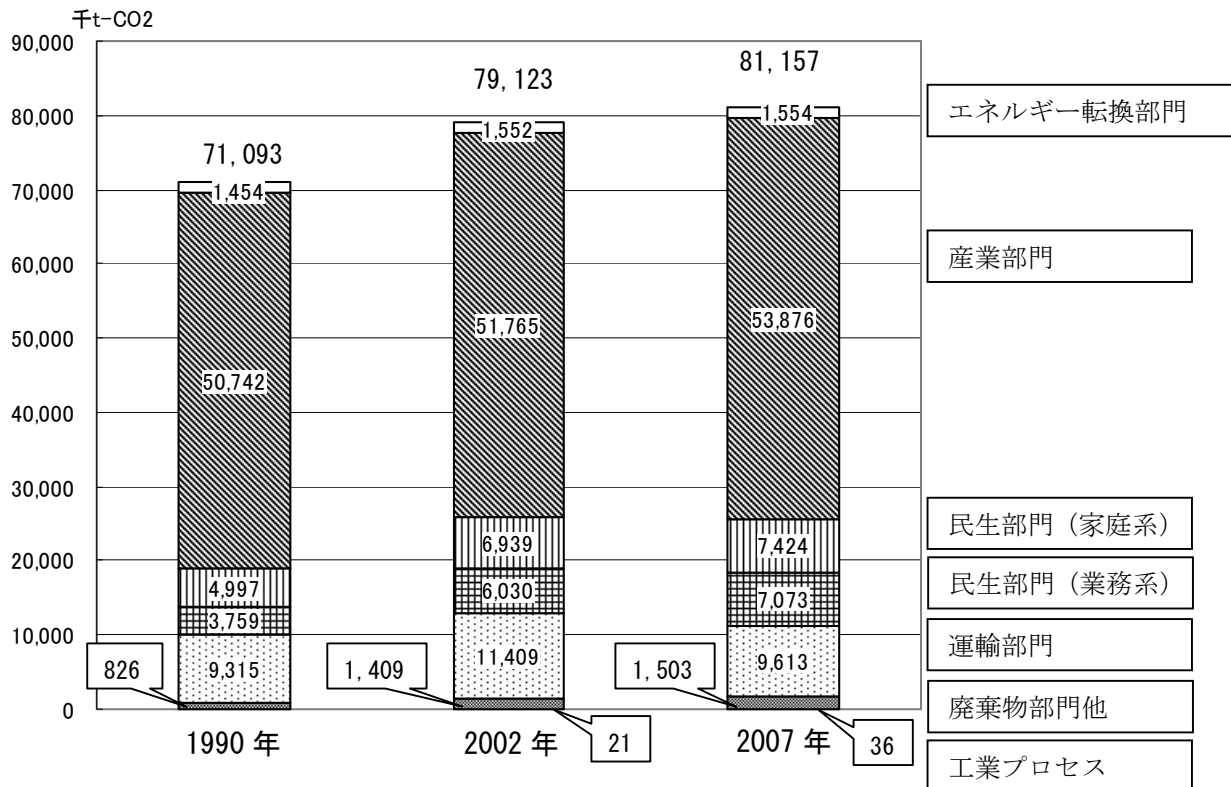
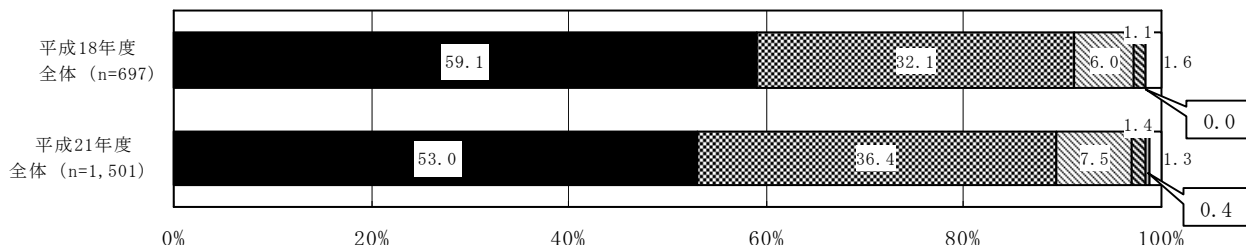
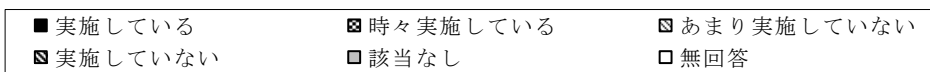


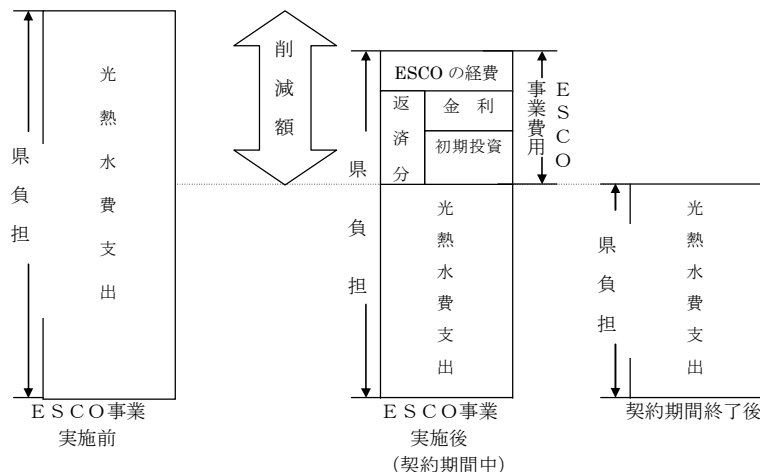
図2 日常生活における取組状況

節電に努める



※ H18 : 環境基本計画策定基礎調査 (標本数2,000 回収率34.9%)
 H21 : 県政に関する世論調査 (標本数3,000 回答率50.0%)
 実施している数が減少した原因として、H18 は回収率が低いことから、比較的環境問題に関心があり、既に実施している人が多く回答した可能性も考えられます。

図3 ESCO事業



第 1 章第 2 節 森林などによる二酸化炭素吸収の確保

1. 計画の進捗を表す指標の状況と評価

| 項 目 名 | 基準年度 | 現況 | 目 標 | |
|----------------------------|---|---|------------------|---|
| 地球温暖化防止に資する人工林の間伐実施面積 | 636ha (18 年度) | 1,033 ha [※] (21 年度) | 800ha (21 年度) | 4,450ha [5 カ年累計] (24 年度) 更なる面積の増加 (30 年度) |
| 1 人当たり都市公園面積 (都市計画区域人口) | 6.02 m ² /人 (17 年度末) [参考] 全国 (H17 末) 9.1 m ² /人 | 6.31 m ² /人 (20 年度末) [参考] 全国 (H20 末) 9.6 m ² /人 | | 全国平均値に近づけます (30 年度) |

※ 育成天然林を含む。

《評価》

間伐については、目標達成に向け計画どおりの面積を実施。

1 人当たり都市公園面積については、基準年度と比べて全国平均値との差は拡大しているが、施策の推進に努めることにより目標の達成を目指す。

間伐については、計画どおり実施面積は増加しており、今後も引き続き計画的に進めていきます。

本県の 1 人当たり都市公園面積は、基準年度から増加しているものの、全国平均値との差は拡大しています。今後も県及び市町村による都市公園の整備を促進することにより、全国平均値に近づけるよう努めます。

2. 主な取組と今後の対応

① 健全な森林整備・保全対策の推進

国家森林資源データベースへ県内森林現況情報等を提供し、国の森林整備事業に協力しました。また、有識者を交えた検討会議を 5 回開催し、「美しいちばの森林づくり」の原案を作成しました。今後は、森林所有者や県民への情報発信を行うとともに、「美しいちばの森林」についてはビジョンを取りまとめる予定です。

間伐を中心とした森林整備事業として、公共・県単造林事業（植栽、下刈等）249ha、森林吸収源対策間伐促進事業（間伐）287ha を実施しました。

22 年度も引き続き、森林整備など各種事業を実施します。

② 木材資源の有効利用対策

新築木造住宅取得者に対する木材購入経費助成（11 棟）等を通じて、県産材の利用拡大を図りました。

また、未利用木質資源の製品及びエネルギーとしての有効利用を推進するため、

大学等の研究機関や地元事業者等と連携して共同研究を行いました。県の専門機関では、i 農林総合研究センターにおいて、梨の剪定枝を中心とした木質系バイオマスの利活用技術の開発、ii 畜産総合研究センターにおいて、畜産ふん等畜産系バイオマスの高度資源化技術の開発等、各種の試験・研究に取り組みました。

22年度も引き続き、県産材の利用拡大のため、新築木造住宅取得者に対する木材購入経費助成などを行うとともに、未利用木質資源の製品及びエネルギーの有効利用については、引き続き、試験・研究などに取り組んでいきます。

③ 都市の緑化対策

公害又は災害の防止その他良好な生活環境を維持することを目的として、一定規模以上の工場や物流施設等の事業者と緑化協定を締結し、事業敷地における緑地を確保しています。21年度は協定締結数25件（累計985件）で、緑地面積18.9ha（累計1673.4ha）を確保しました。

また、屋上・壁面緑化普及キャンペーンとして、北総花の丘公園、柏の葉公園、青葉の森公園において、マット植物の展示や緑のカーテンを紹介しました。

22年度も、緑化協定による緑地の確保など各種対策を引き続き実施するとともに、オオタカが生息するなど豊かな自然環境が残る市野谷の森について、都市公園として整備・保全します。

学校ビオトープの整備・活用については、12校で実施され、21年11月に中央博物館において188名の参加を得て、学校ビオトープフォーラムを開催しました。

22年度は、県内小中高等学校への事業の周知と参加募集及び企画等の支援を行います。

表 1. 千葉県森林吸収量確保推進計画及び実績

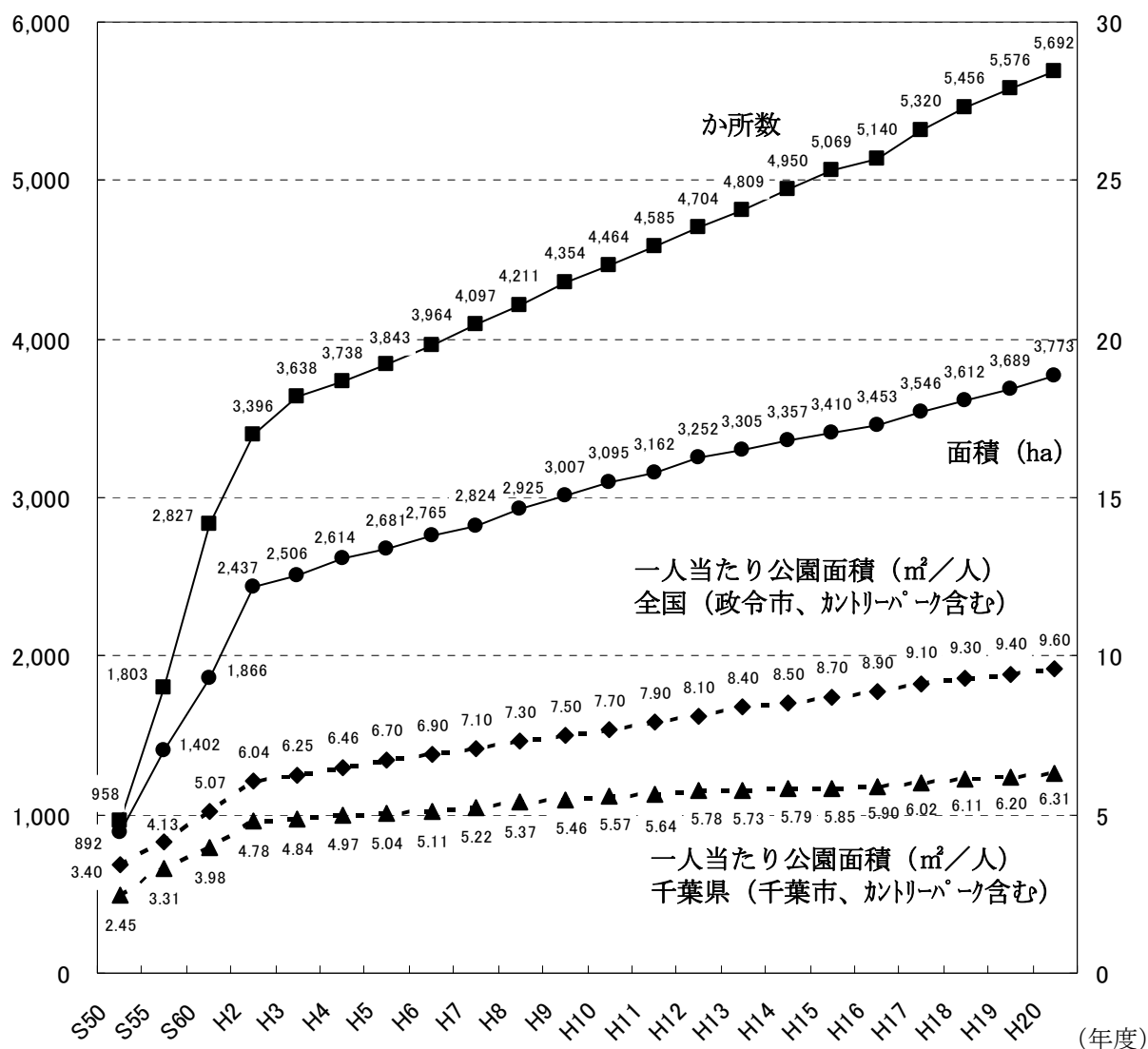
| 区 分 | | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | 計 |
|----------|----------|-----|-----|-------|-----|-----|-------|-------|
| 森林整備(間伐) | 計 画 (ha) | 700 | 800 | 800 | 900 | 950 | 1,000 | 5,150 |
| | 実 績 (ha) | 698 | 856 | 1,033 | | | | 2,587 |

出典：「千葉県森林吸収量確保推進計画」

図 4. 一人当たり都市公園面積推移

(単位：ha、か所)

(単位：m²/人)



参考：都市計画区域内人口（万人）

| | | | | | | | | | | | | | | |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 年度 | S50 | S55 | S60 | H 2 | H 3 | H 4 | H 5 | H 6 | H 7 | H 8 | H 9 | H10 | H11 | H12 |
| 人口 | 365 | 424 | 469 | 510 | 516 | 526 | 532 | 541 | 541 | 545 | 551 | 556 | 560 | 562 |
| 年度 | H13 | H14 | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | | | | | | |
| 人口 | 576 | 579 | 582 | 585 | 589 | 591 | 595 | 598 | | | | | | |

第1章第3節 オゾン層保護のためのフロン対策

1. 計画の進捗を表す指標の状況と評価

| 項目名 | 基準年度 | 現況 | 目標 |
|------------------|---|--|----------------|
| フロン類の不適正処理事案の発生数 | 輸送中のフロンガスの漏出やフロン類を含む電気機器の不法投棄事例が見受けられます。 (18・19年度) | 輸送中のフロンガスの漏出はありませんでした(廃家電の不法投棄件数は調査中)。 | 無くします (毎年度) |

《評価》

輸送中のフロンガスの漏出事例はなかった。廃家電の不法投棄件数、フロン回収量については調査中であるが、今後の施策の推進により目標の達成は可能。

家電リサイクル法に基づく廃家電(家庭用冷蔵庫及びエアコン)の不法投棄台数は減少しており、フロン回収破壊法・自動車リサイクル法・家電リサイクル法に基づくフロン回収量は増加傾向にあります。今後も引き続き目標の達成に向け、施策に取り組みます。

2. 主な取組と今後の対応

① フロン類の適正回収の推進

輸送中の漏出を防ぎ、フロン回収量を増やすためには、事業者の法令に関する認識を高め、理解を促すことが必要となります。そのため、県ホームページで法令の概要や役割などの情報を提供するとともに、第1種特定製品である業務用機器の回収を業としている登録業者に、フロン回収破壊法に基づく登録更新を通知し、第一種フロン類回収業者の登録を促進しました。平成22年4月1日現在の事業者数は、前年から64件増加し、1,641件となっています。

また、カーエアコンからのフロン回収についても自動車リサイクル法に基づく解体業、破砕業の立入検査に併せて確認を行いました。

22年度は引き続き、フロン類回収業者に対する立入検査を実施し、遵法意識の向上に努めていきます。

② オゾン層保護、フロン対策に関する啓発の実施

オゾン層保護対策推進月間(9月)にあわせて、市町村にポスター・チラシなどを配布したほか、県ホームページで情報提供を行いました。引き続き、県民・事業者に対し、廃家電の適正処理やフロン回収・オゾン層保護の重要性について啓発を実施していきます。

③ 大気中のフロン濃度の常時監視

県内7地点で、特定フロンのうちCFC-11などの濃度を毎月測定しました。近年、特定フロン濃度の年平均値は低下傾向にあります。引き続き、大気中のフロン濃度の測定を行っていきます。

表2. 廃家電（家庭用冷蔵庫及びエアコン）の不法投棄

(単位：台)

| 16年度 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
|-------|-------|-------|-------|-------|
| 4,702 | 3,579 | 3,416 | 2,263 | 1,730 |

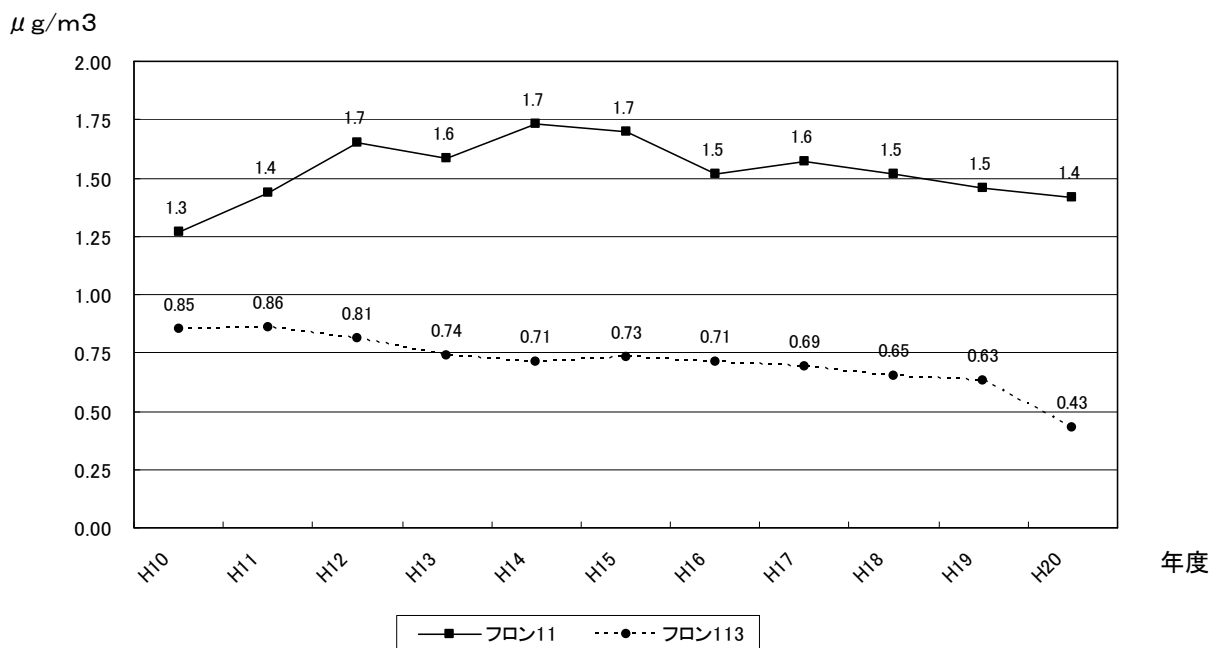
表3. フロン回収量の推移

(単位：トン)

| 回収した機器の種類 (適用法) | 16年度 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 20年度の内訳 | | |
|---------------------------|-------|-------|-------|--------|-------|---------|-------|------|
| | | | | | | CFC | HCFC | HFC |
| 業務用冷凍空調機器 (フロン回収破壊法) | 93.6 | 106.9 | 120 | 118.2 | 132.2 | 9.63 | 100.7 | 21.9 |
| 自動車用エアコン (フロン回収破壊法) | 27.2 | 0.4 | 0.234 | 0.0075 | 0 | 0 | - | 0 |
| 自動車用エアコン (自動車リサイクル法) | 0 | 46.7 | 49.7 | 35.6 | 34.8 | 5 | - | 29.8 |
| 家庭用冷蔵庫、エアコン (家電リサイクル法) | 57.7 | 63.5 | 59.2 | 71.4 | 73.8 | - | - | - |
| 合計 | 178.5 | 217.5 | 229.1 | 225.2 | 240.8 | - | - | - |

(注) 家庭用冷蔵庫、エアコンの回収量は推計値

図5. 大気中の特定フロンの濃度調査結果



第2章第1節 生物多様性保全に向けた総合的施策の展開

1. 計画の進捗を表す指標の状況と評価

| 項目名 | 基準年度 | 現況 | 目標 |
|-------------------|---------------|-------------------------------|--------------------------------|
| 市町村の生物多様性行動計画※の策定 | 未策定 (19年度) | 1市 (21年度) | 全市町村で策定 (30年度) |
| 生物多様性モデル事業の実施数 | 未実施 (19年度) | 市町村累計3件 NPO累計30件 (21年度) | 市町村累計10件 NPO累計50件 (24年度) |

※「生物多様性行動計画」は生物多様性基本法で「生物多様性地域戦略」に位置付けられます。

《評価》

生物多様性モデル事業については順調に進捗し、市町村の生物多様性行動計画については、1市が生物多様性地域戦略を策定した。

生物多様性基本法が公布・施行されたこと、また、国において生物多様性地域戦略を支援する助成制度が創設されたことなどから今後の施策の推進により目標の達成は可能。

生物多様性モデル事業のうち、NPOが実施する事業については、18団体が実施した様々な地域における生物多様性保全の取組に対して助成しました。

市町村が実施する事業については、2市が実施した生物多様性行動計画策定に資する事業に対して助成し、1市が生物多様性地域戦略を策定しました。

2. 主な取組と今後の対応

① 多様な主体の連携と協働による生物多様性保全に向けた基盤づくり

生物多様性センターを中心に、基礎情報の充実・提供、専門的・科学的な指導・助言、市町村の計画づくり支援、地域やNPO等の取組支援、学校ビオトープの整備・活用支援、絶滅危惧種対策、大学との連携、企業との連携等の事業を行いました。

市町村やNPO等の取組支援としては、生物多様性モデル事業により、NPO 18団体と2市に助成しました。22年度は引き続き、当事業により、市町村やNPOによる先進的な取組に対して助成するとともに、国が作成した生物多様性地域戦略策定手引きと整合性を図りつつ、市町村への個別支援を行います。

② 生物多様性に関する具体的取組の推進

ア 生物多様性の保全と再生

夷隅川流域における里山・里海の保全再生に取り組む「夷隅川流域における生物多様性保全再生事業」を実施しました。本事業は22年度まで継続して実施します。希少な動植物の保護対策として、絶滅危惧種であるヒメコマツ、シャー

プゲンゴロウモドキの2種の回復計画を策定するとともに、レッドデータブックの動物編の改訂作業に着手し、また、ミヤコタナゴ保護増殖事業を実施しました。

22年度は引き続き、ミヤコタナゴ保護増殖事業を実施します。また、レッドデータブックの動物編を改訂するとともに、21年度に策定した絶滅危惧種回復計画に基づく回復事業を実施します。

イ 生物多様性の持続可能な利用

遺伝子資源の適切な利用として、農作物等の新品種開発及び品種改良に有用な品種の種子を収集し保存しています。22年度も引き続き、収集保存し、研究に利用します。

生態系が持つ公益的機能の増進について、松くい虫被害等で機能が低下している海岸保安林や間伐等の森林整備が遅れている水源かん養保安林などにおいて、植栽(8.33ha)、本数調整伐(37.47ha)等の適正な森林整備を実施しました。

ウ 生物多様性の研究と教育

生物多様性に関する地理情報システムの活用として、県庁ホームページ(ちば情報マップ)において、主な特定外来種12種(アライグマ、カミツキガメ、ナガエツルノゲイトウなど)の分布図を公開しました。22年度は引き続き、データ整備等を実施します。

多様な主体の連携・参加として、生物多様性に関する連携協定を締結した江戸川大、千葉大、東京大、東京海洋大、東京情報大、東邦大の6つの大学と、地球温暖化の影響、里山の荒廃、外来生物の影響などの委託研究を実施するとともに、生物多様性センターにおいて、各大学の夏休み期間中、インターンシップ実習生を受け入れました。22年度は引き続き、これまでの結果を踏まえて委託研究を実施するとともに、共同研究に取り組みます。

また、企業による生物多様性の取組を促進するため、連続セミナーとして「企業と生物多様性セミナー」を2回実施しました。22年度は引き続き、連続セミナーを実施していきます。

さらに、里山・里沼・里海を体験・認識するため、山・川・海のフィールドミュージアム事業等を実施しました。22年度は引き続き、講座の開催等の事業を実施します。

③ 地球温暖化にかかわる生物多様性保全対策

生命(いのち)のにぎわい調査団を20年7月に発足させ、県民によるモニタリングを開始したところ、調査団員として、22年3月末現在、494名が登録し、延べ約3,800件の報告がありました。22年度は引き続き、当該調査団の募集及びモニタリングを実施するとともに、他のモニタリング及び情報収集の手法を検討します。

表4 平成21年度 生物多様性モデル事業 実施一覧

(1) NPO事業

| 団体名 | 事業の主な内容 | 活動地域 |
|-----------------------|-------------------------------------|-------------------|
| NPO法人食農ネットワーク | 自然観察会、勉強会、里山整備 | 館山市 |
| 大多喜シャープゲンゴロウモドキを守る会 | 乱獲防止のためのパトロール、生息地の環境整備 | 大多喜町 |
| 風呂の前里山保存会 | カタクリの保護、勉強会の開催、植生調査 | 市原市 |
| NPO法人ラーバン千葉ネットワーク | 斜面林の保存作業、観察会、表示板作成 | 印西市 |
| 緑の環・協議会 | 植生調査、自然体験事業、ドングリからの苗木作り | 千葉市 |
| 浦安三番瀬を大切にする会 | 新浦安駅の観光インフォメーションに三番瀬の生き物を観察できる水槽を設置 | 浦安市 |
| 関さんの森を育む会 | 観察路の整備、竹の伐採、草刈 | 松戸市 |
| 八千代市ほたるの里づくり実行委員会 | 市内の生息地及び生息可能な場所の調査、学習会の開催 | 八千代市 |
| 北総里山クラブ | 草地の管理、市民学習会、観察会 | 白井市、印西市 |
| いには野アカガエルの里を守る会 | 生物生息調査、自然観察会の開催 | 印旛村 |
| NPO法人大山千枚田保存会 | 参加型生物・環境調査、啓発パンフレット作成 | 鴨川市 |
| 里山応援隊 | 生き物調査、親子観察会 | 千葉市、佐倉市 |
| NPO法人アースディ・エブリディ | 外来生物調査、観察会 | 柏市 |
| NPO法人ちば森林資源コンサーブ | 希少生物の生息調査、荒れた里山での枝打ちや下草狩りなどの里山整備 | 君津市 |
| NPO法人NPOホテル野 | 不耕機栽培のための苗の育成、水田の維持、管理 | 流山市 |
| グループ2000 (環境を学ぶ) | ビオトープを活用した自然観察会、出前授業 | 千葉市 |
| 手賀沼にマシジミとガシャモクを復活させる会 | 埋土種子の土を採取し、発芽を目指す | 柏市 |
| 夷隅郡市自然を守る会 | 生き物ガイドの制作 | いすみ市、勝浦市、御宿町、大多喜町 |

(2) 市町村事業

| 市町村名 | 事業の主な内容 |
|------|---|
| 市川市 | 自然環境実態調査のモニタリング調査の一環として、真間川・大柏川・国分川水系及び大柏川第一調整池、国分川調整池などに関する淡水性水生生物や魚類の生息状況を調査。 |
| 流山市 | 平成21年度中の地域戦略策定のため、市域の生物の生息状況及び生態系の現況調査、生物多様性保全に関する取組みの実施状況調査を行い、これらの調査結果等を踏まえながら、有識者や環境団体等で構成する策定部会において戦略策定に向けた協議を実施。 |

第2章第2節 自然公園等による優れた自然環境の保全と活用

1. 計画の進捗を表す指標の状況と評価

| 項目名 | 基準年度 | 現況 | 目標 |
|-------------------|------------------------------|------------------------------|------------------------|
| 自然公園の指定 | 10 地域 28,537ha (18 年度) | 10 地域 28,537ha (21 年度) | 10 地域の維持、拡大 (30 年度) |
| 自然環境保全地域の指定 | 28 地域 1,956ha (18 年度) | 28 地域 1,956ha (21 年度) | 28 地域の維持、拡大 (30 年度) |
| 自然公園ビジターセンター等利用者数 | 11 万 1 千人 (18 年度) | 9 万 5 千人 (21 年度) | 12 万人 (22 年度以降毎年度) |

《評価》

自然公園及び自然環境保全地域については、区域の維持・拡大に向けた現況調査を計画的に実施しており、順調に進捗している。

自然公園ビジターセンター等の利用者は、社会経済的要因により減少したと考えられるが、今後の施策の推進により目標の達成を目指す。

自然公園については、公園ごとの現況調査を進めており、現況調査を終えた公園については、区域等の見直しを進めていきます。また、区域内では、法令に基づいて新たな開発行為の規制を行っており、引き続き自然環境の保全を図っていきます。

自然環境保全地域については、動植物、地形等の変遷調査を行うとともに、関係市町村と連携し、地域の拡大に取り組みます。

自然公園ビジターセンター等の利用者数は減少しましたが、今後は、東京湾アクアラインの普通車の通行料 800 円化などにより増加している観光客をひきつけるため、市町村等と連携して、利用者数を目標値に到達させるよう努めます。

2. 主な取組と今後の対応

① 生物多様性保全の核（コア）となる優れた自然環境の保全

ア 自然公園による広域的な優れた自然環境の保全

自然公園計画見直しの必要性を検討するため、県立養老溪谷奥清澄自然公園において、生物多様性の観点を取り入れた公園の現況調査を実施しました。現況調査を実施した公園については、見直しを進めます。また、自然公園区域では、原生的自然環境を保護するため、毎年、法令に基づく行為規制を実施しています。

イ 自然環境保全地域等による拠点となる重要地区の保全

既指定地域の現況を確認するため、21 年度は元清澄山自然環境保全地域のうち、未実施であった 2 分の 1 の区域で変遷調査を実施しました。22 年度は白浜自然環境保全地域の 2 分の 1 の区域について調査を実施します。

また、原生的自然環境の間の連続性を確保するため、道路法面の緑化や、本来河川が有している自然環境の保全を推進しました。22年度も引き続き、道路や河川等の緑化を推進します。

② 自然公園等を活用した自然とのふれあいの推進

21年度は各自然公園、首都圏自然歩道の利用者数に関する情報収集を行いました。22年度は、引き続き、利用者数等の情報収集を行うとともに、利用者の安全を確保するため、各施設の修繕を実施していきます。

また、地域における自然観察活動を支援するため、隔年で開催している自然観察指導員講習会については、22年度は、千葉市ユースホステルにおいて開催する予定です。

さらに、九十九里浜地域への車両等の乗入れ規制の周知を図るため、車止めや規制看板等の設置やリーフレットの作成、テレビ・ラジオ等を通じた普及啓発を実施しました。引き続き、関係市町村等と連携のもと普及啓発に努めます。

表5. 自然公園・自然環境保全地域等の指定数・面積

(1) 自然公園 (10 地域 28,537 ha : 県土面積 (515,658 ha) の 5.53%)

① 国定公園 (2 地域 8,845 ha : 県土面積の 1.71%)

| | 16 年度 | 17 年度 | 18 年度 | 19 年度 | 20 年度 | 21 年度 |
|---------|------------------|-------|-------|-------|-------|----------------------|
| 地域数 | 2 | | | | | ▶ 2 |
| 面積 (ha) | 8,835 (8,604) | 8,845 | | | | ▶ 8,845 ▶ (8,604) |

※ () 内は特別地域の面積。以下同じ。
公園数は昭和 33 年度以降変化なし。
面積は平成 17 年度に水郷筑波国定公園内において、海域普通地域を埋立て陸域化したことにより増加。

② 県立自然公園 (8 地域 19,692 ha : 県土面積の 3.82%)

| | 16 年度 | 17 年度 | 18 年度 | 19 年度 | 20 年度 | 21 年度 |
|---------|-------------------|-------|-------|-------|-------|-----------------------|
| 地域数 | 8 | | | | | ▶ 8 |
| 面積 (ha) | 19,692 (7,170) | | | | | ▶ 19,692 ▶ (7,170) |

※ 公園数、面積ともに平成 7 年度の見直し (大利根、富山、印旛手賀) 以降変化なし。

(2) 環境保全地域 (県指定) (28 地域 1,956.36 ha : 県土面積の 0.38%)

① 自然環境保全地域 (9 地域 1,773.75 ha : 県土面積の 0.34%)

* 国指定自然環境保全地域はない

| | 16 年度 | 17 年度 | 18 年度 | 19 年度 | 20 年度 | 21 年度 |
|---------|----------------------|-------|-------|-------|-------|--------------------------|
| 地域数 | 9 | | | | | ▶ 9 |
| 面積 (ha) | 1,773.75 (291.54) | | | | | ▶ 1,773.75 ▶ (291.54) |

※ 平成 10 年 3 月に大福山北部 (市原市) の指定。以降変化なし。

② 郷土環境保全地域 (18 地域 105.31 ha : 県土面積の 0.02%)

| | 16 年度 | 17 年度 | 18 年度 | 19 年度 | 20 年度 | 21 年度 |
|---------|----------------|-------|-------|-------|-------|--------------------|
| 地域数 | 18 | | | | | ▶ 18 |
| 面積 (ha) | 105.31 (0) | | | | | ▶ 105.31 ▶ (0) |

※ 平成 6 年 3 月に八王子の森 (船橋市)、平成 16 年 11 月に小松寺の森 (旧千倉町) を指定。以降変化なし。

③ 緑地環境保全地域 (1 地域 77.30 ha : 県土面積の 0.01%)

| | 16 年度 | 17 年度 | 18 年度 | 19 年度 | 20 年度 | 21 年度 |
|---------|--------------|-------|-------|-------|-------|------------------|
| 地域数 | 1 | | | | | ▶ 1 |
| 面積 (ha) | 77.3 (0) | | | | | ▶ 77.3 ▶ (0) |

※ 昭和 52 年 4 月に山倉ダム周辺緑地環境保全地域を指定。以降変化なし。

合計 38 地域 30,493.36 ha (県土面積 515,658 ha の 5.91%)

第2章第3節 森林・農地・湖沼・沿岸域の環境の保全と再生

1. 計画の進捗を表す指標の状況と評価

| 項目名 | 基準年度 | 現況 | 目標 |
|------------------------|---|---|--|
| 森林面積 | 162,500ha (16年度) | 161,257ha (20年度) | 森林面積の減少を押さえることにより159,700ha以上を確保します (29年度) |
| 農用地面積 | 135,100ha (16年度) | 130,011ha (20年度) | 農地面積の減少を押さえることにより130,100ha以上を確保します (29年度) |
| 海域における環境基準達成率 (COD) | 63.6% (18年度) 〔参考〕 全国(H18) 74.5% | 63.6% (21年度) 〔参考〕 全国(H20) 76.4% | 全国平均並みの達成率を確保します (30年度) |

《評価》

森林面積及び農用地面積については、引き続き、減少傾向が続いており、また、海域における環境基準達成率は、年度による変動はあるものの、目標値に近づいている。今後の施策の推進により目標達成に向け取り組む。

森林面積は、年々減少しており、過去3年間では1,001ha減少しています。計画的な森林整備や間伐等を実施しているものの、開発行為等による森林面積の減少がそれを上回る状況にあります。今後は森林の保全と適正な管理に努め、森林機能の維持・増進を図っていきます。

農用地面積については、年々減少しており、目標の下限値を下回っています。今後は、農振法に基づく農地の適正な管理や、厳格な農地転用許可制度の運用などによる、農地転用の抑制を図ることにより、農業生産の基礎的資源である農地を面的かつ量的に確保していきます。

海域における環境基準達成率については、気象条件による水質変動が大きく、21年度は、20年度に比べ低下したものの、基準年度との比較では同率となっています。

2. 主な取組と今後の対応

① 健全な森林整備・保全対策の推進

ア 適切な森林管理・整備の推進

前述した森林整備・保全対策（1章2節参照）のほか、県民等の参加による里山の保全・整備・活用として、「里山情報バンク」による情報提供、里山活動協定の締結（10件）、里山活動への支援（57団体）を実施しました。また、第6回里山フェスティバルでは、「里山体験コース」に212名、里山シンポジウムには300名、企業・団体向け里山活動セミナーには20名が参加しました。

また、砂利採取跡地 6 事業地において、事業者と連携した森林回復実証実験を実施するとともに、計画的な森林回復推進と緑化技術について指導しました。

22 年度も引き続き、これらの施策を実施します。

イ 森林の持つ多様な機能の活用

森林を環境学習や林業体験の場として活用する「教育の森」の利用促進を図るため、11 箇所の教育の森を整備しました。また、「ちばの木」にふれあう機会の促進を図るため、木工作品コンクール等の開催や大工職人による中学校出前教室を 10 回開催しました。

さらに、森林整備による CO₂ 吸収量の認証制度を創設し、法人の森制度参加の 9 団体、12 件を認証しました。

22 年度は引き続き、「教育の森」の利用促進や森林整備による CO₂ 吸収量の認証制度などの施策を実施します。

ウ 環境の保全に向けた林業の活性化

県産木材の利用拡大として、新築木造住宅取得者に対する木材購入経費助成（11 棟）を実施したほか、治山・林道事業で施工する木柵、木杭等に県産材の使用（567 m³）を実施しました。22 年度は、千産千消の家づくりグループが行う県産木材を使用した木造新築住宅建築や木材市場での見学会、各種セミナー開催等の普及啓発等への支援を引き続き実施します。

② 農村環境の保全と活用

ア 農地の保全と担い手の確保

耕作放棄地の防止対策として、地域協議会の設置（32 協議会）、再生等事業の実施（20ha）など耕作放棄地活用推進事業を実施しました。

また、新規就農者は 321 名でした。

22 年度は引き続き、国の交付金を活用した耕作放棄地の再生・利用を実施するとともに、担い手を確保するため、就農希望者に対して、関係機関から情報提供を行うなど、多様な就農希望者個々に対し、きめ細かく対応します。

イ 環境保全型農業の推進

ちばエコ農産物[※]の認証推進（4,668ha）、ちばエコ農業栽培カード作成（新規 2 品目）、エコファーマー認定推進等を実施しました。22 年度は引き続き、ちばエコ農業生産者協議会を中心として、生産者が連携して、生産から販売に取り組むネットワークづくりに向けた活動やちばエコ農産物の認知度向上を図る活動への支援を強化します。

※ 通常と比べて農薬と化学肥料を 2 分の 1 以上低減して栽培し、県が認証した農産物

ウ 地域資源を活用した農村の活性化

グリーン・ブルーツーリズムの普及拡大として、都市農山漁村交流等地域活性化支援事業（1地区）を実施したほか、グリーン・ブルーツーリズム担い手養成塾（5日間）や農林水産業体験ツアー（20ツアー）を開催しました。22年度は引き続き、交流促進施設などの施設整備への支援を行うほか、交流施設等のPRや人材育成など、受入体制の整備を進めます。

③ 湖沼・沿岸域の保全と活用

ア 湖沼の水環境の保全

印旛沼、手賀沼については、湖沼水質保全計画の着実な推進を図るとともに、各種計画に基づき、水環境の保全に取り組みました（4章3節参照）。

イ 沿岸域の保全と活用

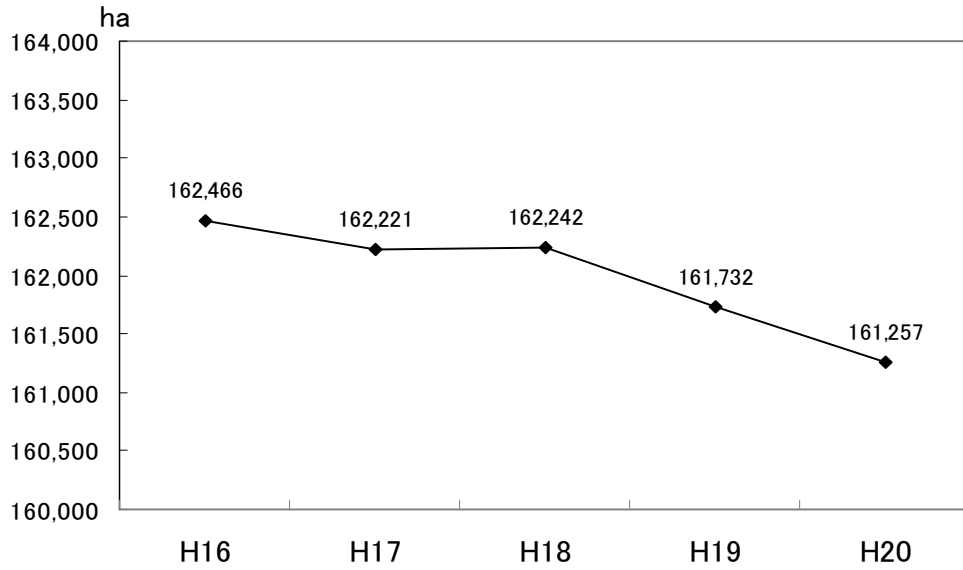
千葉の里山・里海サブ・グローバル評価プロジェクトとして、自然環境等に関わる資料・情報の収集及び調査研究を実施し、中間報告書を作成しました。22年度は、10月に名古屋市で開催される生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）における国連大学からの報告結果を踏まえ、最終報告書を作成します。

三番瀬について、三番瀬自然環境調査（中層大型底生生物調査、藻類調査、付着生物調査、空中写真等撮影）などを実施するとともに、ラムサール条約や国指定鳥獣保護区特別保護地区に関する勉強会や意見交換会を4回開催しました。

22年度は引き続き、三番瀬自然環境調査などを実施するとともに、谷津干潟と三番瀬との連携を考慮したラムサール条約への登録について、地域住民をはじめ、関係者・関係機関との協議・調整を進めます。また、アオサ対策などを講じています。

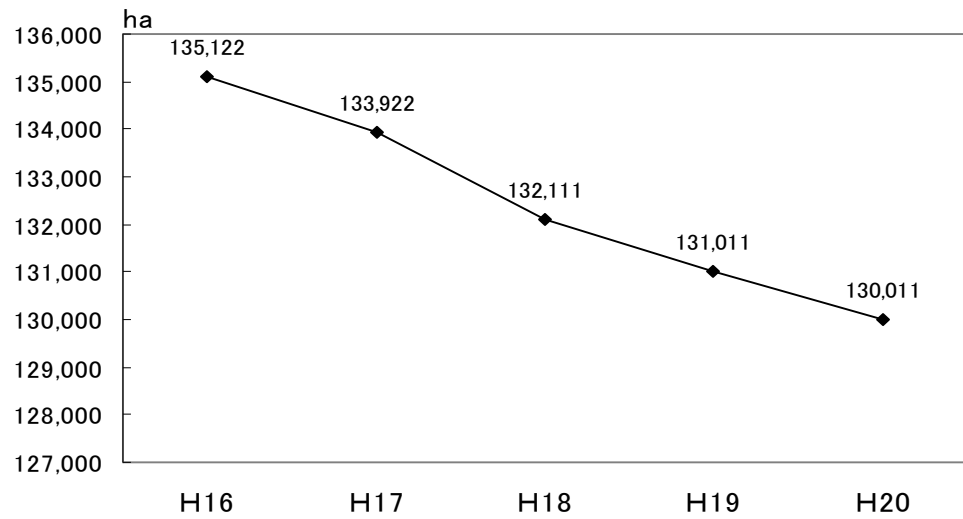
この他沿岸域では、人工魚礁の設置など漁場整備を進めており、九十九里浜では養浜事業に継続的に取り組んでいきます。

図6 森林面積の推移



出典：「土地利用現況把握調査」

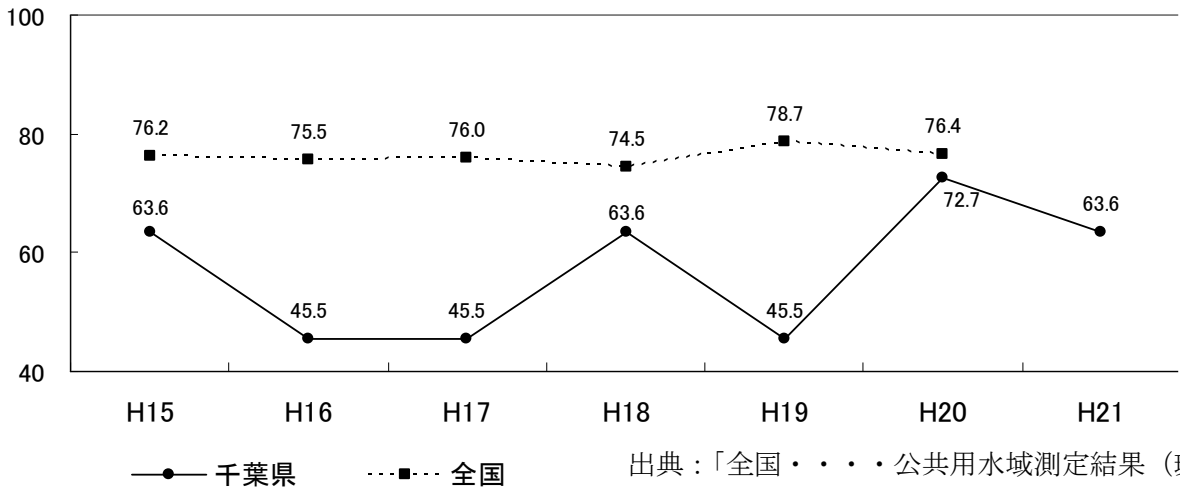
図7 農用地面積の推移



出典：「土地利用現況把握調査」

図8 海域におけるCODの環境基準達成状況

(単位：%)



出典：「全国・・・公共用水域測定結果（環境省）」
「千葉県・・・千葉県環境白書」

第2章第4節 都市における緑と水辺のネットワークづくり

1. 計画の進捗を表す指標の状況と評価

| 項目名 | 基準年度 | 現況 | 目標 |
|---------------------------|---|---|-----------------------|
| 1人当たり都市公園面積 (都市計画区域人口) | 6.02 m ² /人 (17年度末) 〔参考〕 全国 (H17末) 9.1 m ² /人 | 6.31 m ² /人 (20年度末) 〔参考〕 全国 (H20末) 9.6 m ² /人 | 全国平均値に近づけます (30年度) |

《評価》

基準年度と比べて全国平均値との差は拡大している。施策の推進に努めることにより目標の達成を目指す。

千葉県の人当たりの都市公園面積は、基準年度から増加しており、整備された都市公園の面積も増加していますが、千葉県と全国平均値との差は、基準年度と比べて拡大しています。今後とも、県及び市町村による都市公園の整備を促進することにより、全国平均値に近づけるよう努めます。

2. 主な取組と今後の対応

① 都市の緑化対策

ア 緑の空間の創造

前述した緑化協定締結のほか（1章2節参照）、学校における自然環境の復元や緑化を促進するため、生物多様性体験学習推進事業により、小学校9校、高校3校が実施したビオトープの整備・活用に対し助成しました。また、屋上緑化・壁面緑化の普及・促進を図るため、関係市及び庁内関係課による推進会議や都市緑化政策に関する勉強会を開催しました。

22年度も引き続き、学校ビオトープの整備・活用を推進するとともに、緑化の普及・促進を図ります。

イ 緑化意識の高揚

緑化意識の普及啓発のため、緑のカーテン普及キャンペーンを2回実施したほか、学校ビオトープ整備・活用の事例報告会、観察会として、中央博物館・生態園において「学校ビオトープフォーラム」を開催しました。

22年度も引き続き、キャンペーン及びフォーラムを開催します。

ウ 都市地域の農地の活用

農業に関して生産者と消費者の相互理解を深める場となる農業体験施設や直売所、市民農園等の利用促進を図るため、ホームページやガイドブックを活用し、情報発信を実施しました。22年度も引き続き、情報発信を行います。

② 水辺空間の形成

ア うるおいのある水辺空間の整備

河川整備計画策定のための流域懇談会を、一宮川流域（1回）及び、夷隅川流域（1回）で開催しました。

また、流域下水道の終末処理場で処理した下水高度処理水を海老川水系の長津川、飯山満川支川に放流することにより、河川の流量を確保し、水環境の改善を図りました。

22年度は、一宮川、都川、海老川、手賀沼において、流域懇談会を開催するとともに、引き続き下水高度処理水放流を実施します。

イ 河川等の水辺空間の美化意識の啓発

県民や市民団体等が河川の美化意識や関心を高めるために、千葉県河川海岸アダプトプログラム※を実施し、河川美化・愛護思想の向上を図りました。22年度は引き続き、アダプトプログラムの周知、啓発活動に努めることにより、河川等の水辺空間の美化意識向上を図ります。

※ アダプトとは英語で「養子にする」の意味で、道路・公園等の一定区域の公共の場所を養子にみたと、NPO等の民間団体等が里親となって環境美化を行い、行政がこれを支援する制度。

③ 緑と水辺のネットワークづくり

緑と水辺のネットワークづくりの一環として、前述した学校ビオトープのほか、市町村が行う「緑の基本計画」策定について、2団体（見直し2団体）の取組を支援しました。引き続き、緑と水辺のネットワークづくりを推進するため、市町村への指導・助言等を行います。

第2章第5節 野生動植物の保護と管理

1. 計画の進捗を表す指標の状況と評価

| 項目名 | 基準年度 | 現況 | 目標 |
|-----------------|-------------------------------------|----------------------------------|-------------------------|
| 希少動植物の保護回復計画の策定 | 未策定 (19年度) | ヒメコマツ、シャープ ゲンゴロウモドキ (21年度) | 全市町村で作成 (30年度) ※1 |
| 特定外来生物の防除対策の実施 | カミツキガメ 約1,000頭 (17年度) ※2 | — ※2 | 県域から排除します (30年度) |
| | アカゲザル 約600頭 (19年度) ※2 | — ※2 | |
| | アライグマ 約1,000～7,000頭 (19年度) ※2 | 約9,600頭 (21年度) | |
| | キョン 約1,400～5,400頭 (19年度) ※2 | — ※2 | |

※1 回復計画は、ヒメコマツは関係1市、シャープゲンゴロウモドキは関係3市町の協力を得て策定された。今後の計画策定については、『緊急に計画策定が必要な希少動植物について、関係する市町村と連携して策定する。』こととしている

※2 基準年度の頭数は推定生息数。なお、基準年度以降、アライグマ以外の推定生息数の調査は未実施。

《評価》

希少動植物の保護回復計画として、ヒメコマツ、シャープゲンゴロウモドキの2種の回復計画を策定した。特定外来生物の防除対策については、防除実施計画に基づきカミツキガメ、アカゲザル、アライグマ及びキョンの防除を実施した。今後の施策の推進により目標達成を目指す。

希少動植物の保護計画の策定については、絶滅危惧種であるヒメコマツ、シャープゲンゴロウモドキの2種の回復計画を策定しました。

特定外来生物の防除は、原則として国が行いますが、県や市町村等においても国の確認を受け実施できることとされており、県では、カミツキガメ、アカゲザル、アライグマ、キョンの防除実施計画を策定しています。平成21年度は防除実施計画に基づき、カミツキガメ296頭、アカゲザル279頭、アライグマ1,111頭、キョン478頭を捕獲しました。

2. 主な取組と今後の対応

① 希少な動植物の保護対策の推進

21年度は、平成11年度に発刊されたレッドデータブック（動物編）の22年度改訂に向け作業を行いました。22年度は、動物編の改訂版を発行します。また、ヒメコマツ保全協議会を3回、シャープゲンゴロウモドキ保全協議会を3回、それ

ぞれ開催し、絶滅危惧種（ヒメコマツ、シャープゲンゴロウモドキ）の回復計画を策定しました。

22年度は、策定した回復計画に基づき、ヒメコマツ、シャープゲンゴロウモドキの回復事業を実施します。

② 外来種対策等の推進

外来種対策について、外来種対策(植物)検討委員会を開催し、有識者等からの意見聴取などを実施し、外来種(植物)リストを作成・公表しました。

22年度は、外来種基本方針を策定します。

また、特定外来生物対策として、カミツキガメ、アカゲザル、アライグマ、キョンの防除実施計画に基づき、防除を実施するとともに、特定外来生物のウチダザリガニが21年9月に、利根川および利根川水系長門川(印旛郡栄町)において、関東では初めて確認されたことから、分布・生息状況調査を実施しました。

さらに、アカゲザルとニホンザルの交雑による房総のニホンザル地域個体群への遺伝的影響を把握するため、交雑モニタリング事業によりニホンザルのDNA分析を実施しました。

22年度は引き続き、アカゲザルとニホンザルとの交雑モニタリング調査を実施するとともに、カミツキガメ、アカゲザル、アライグマ及びキョンについて、防除実施計画に基づき防除を実施します。

③ 野生鳥獣の保護管理

野生鳥獣による農作物等への被害対策については、ニホンジカ・ニホンザルなどの生息状況等の調査を行い、効果的な個体数管理に活用するとともに、市町村が行うニホンジカ・ニホンザル・イノシシの有害捕獲事業に対して助成しました。また、狩猟免許試験を4回実施（うち1回を農林業者の免許取得を促進するため、農作物被害が深刻な南房総地域で実施。）し、209人が狩猟免許を取得しました。

野生鳥獣の生息地と農地等との間の緩衝地帯の整備による被害軽減効果について、モデル地区を設定して実証試験を実施しました。22年度も引き続き、市町村、関係団体等と連携を図り、総合的な対策を実施します。

野生鳥獣の保護については、3箇所（箇所）の鳥獣保護区の更新を行うとともに、生息数が減少しているヤマドリを145羽、人工飼育し放鳥しました。また、ボランティアや獣医師会の協力により、449件の傷病鳥獣の救護を行いました。

22年度も引き続き、県民の理解や協力を得ながら、野生鳥獣の保護対策を実施します。

図9 特定外来生物の捕獲数の推移

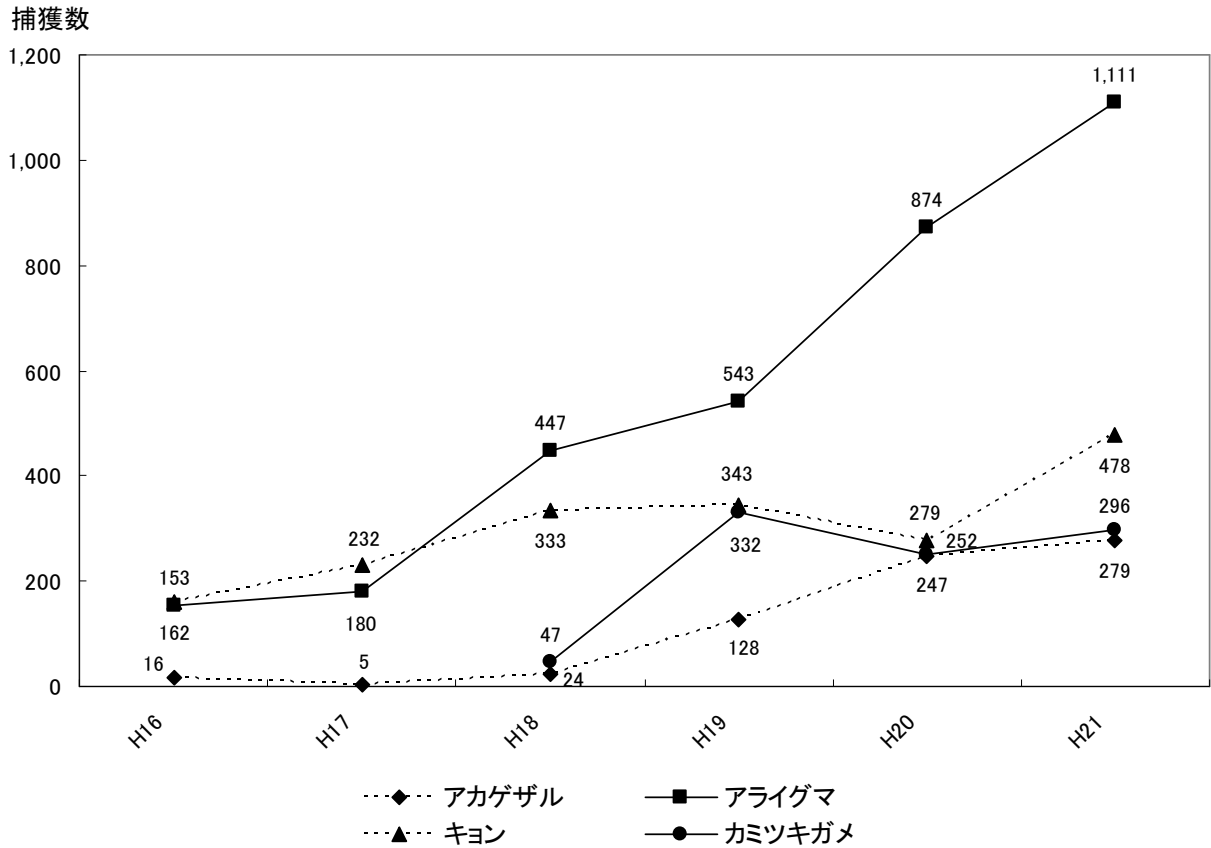
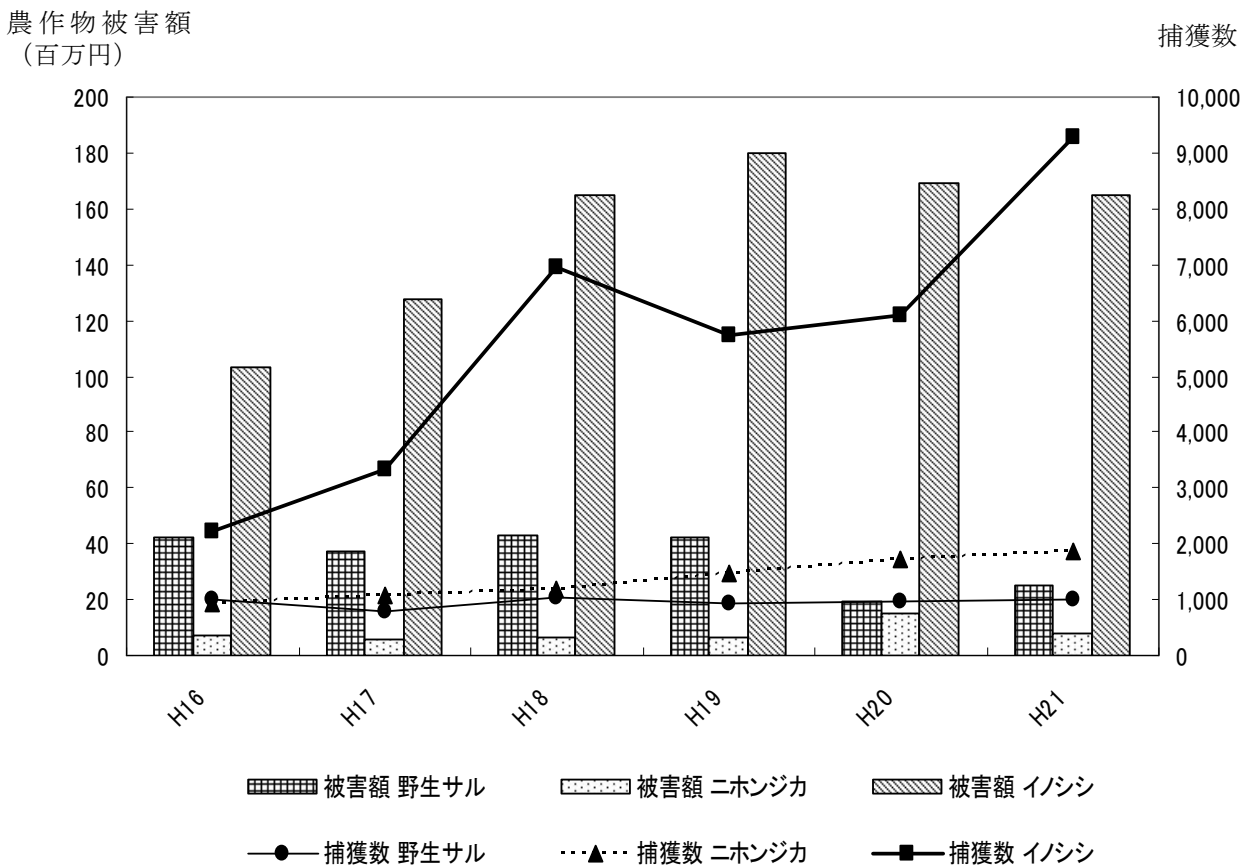


図10 野生サル、シカ、イノシシによる農産物被害額と捕獲数の推移



第3章第1節 3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進

1. 計画の進捗を表す指標の状況と評価

| 項目名 | 基準年度 | 現況 | 目標 | |
|---------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 1人あたりの一般廃棄物（ごみ）の排出量 | 1,126g (17年) | 1,037g (20年) | 1,000g (22年) | 950g (30年) |
| 一般廃棄物（ごみ）の最終処分量 | 19万t (17年) | 17.1万t (20年) | 15万t (22年) | 10万t (30年) |
| 一般廃棄物（ごみ）の再資源化率 | 24.3% (17年) | 24.2% (20年) | 35% (22年) | 40% (30年) |
| 産業廃棄物の排出量 | 2,493万t (17年) | 2,488万t (20年) | 2,400万t (22年) | 2,300万t (30年) |
| 産業廃棄物の最終処分量 | 67万t (17年) | 69万t (20年) | 62万t (22年) | 57万t (30年) |
| 産業廃棄物の再資源化率 | 60.0% (17年) | 58% (20年) | 61% (22年) | 62% (30年) |

《評価》

目標に向けて順調に推移していない項目もあるが、施策を着実に推進し、目標達成を図る。

一般廃棄物については、1人あたりのごみの排出量及びごみの最終処分量は目標に向け減少しており、ごみの再資源化率は基準年度に比べて横ばいで推移しました。これは、ごみを減らし、ものを大切に作るライフスタイルへの変換を目指した普及活動や、市町村による再資源化等への取組によるものと考えられます。今後、更なるごみの排出量削減、分別の徹底による再資源化率の向上を目指し、引き続き全県的な広報・PR等を展開していきます。

産業廃棄物については、排出量は目標に向け減少しました。また、最終処分量及び再資源化率は目標に近づくことができませんでしたが、いずれも前年度より改善されています。目標を達成するため、現状分析を行った上で、課題や問題点を踏まえた更なる廃棄物の発生抑制や再資源化の促進などを図っていきます。

2. 主な取組と今後の対応

平成20年9月に策定した「千葉県廃棄物処理計画」に基づいて、施策を展開しました。

22年度は、27年度を目標とする次期廃棄物処理計画の策定に取り組みます。

① 資源循環を推進するためのライフスタイルづくり

レジ袋の削減に向けた普及啓発として、「ちばレジエコサポーター」と「サインアップ事業者」の参加拡大に努め、ちばレジエコサポーターは14,567人、サイン

アップ事業者は 17 社 2 団体 2,168 店舗となりました。また、家庭や飲食店等から発生する食品廃棄物の削減に向け、飲食店や大学と連携したモデル事業を実施しました。このほか、コーヒーショップ等と連携し、“マイボトル”の使用促進に努めるなど、使い捨て容器の使用削減、リサイクルに関する普及啓発、その他 3R の推進に向けた情報収集、調査を実施しました。

22 年度は引き続き、ちばレジエコサポーターとサインアップ事業者の参加拡大や“マイボトル”の使用促進を図るほか、宿泊施設等と連携して歯ブラシ等の使い捨て用品の減量化に取り組み、廃棄物の発生抑制を推進します。また、家庭や飲食店から発生する食品廃棄物の削減に向け、引き続き飲食店等との連携や“エコスタイルクッキング講座”などに取り組みます。

② 資源循環の基盤となる産業づくり

溶融スラグやエコセメントについては、県や市町村の公共工事で利用しました。また、バイオマスの利活用を進めるため、大学等の研究機関や地元事業者等と連携して共同研究を実施するとともに、企業のバイオマスの利活用について、その取組が円滑に進むよう協力しました。

その他、廃棄物を多量に排出する事業者に対して、自ら策定した処理計画に基づき、排出抑制とリサイクルが進むよう指導したほか、建設工事から発生する廃棄物の再資源化等を推進するため、パトロールや建設現場への立入検査を実施しました。

22 年度も引き続き、これらの施策の充実・強化に努めます。

③ 地域特性を生かした資源循環ネットワークづくり

学識経験者・県民（消費者）・事業者・行政など各主体の参画を得て「千葉県レジ袋削減推進会議」を開催し、レジ袋削減をテーマとして連携・協働の推進を図りました。また、「ちば分け容（わけよう）プロジェクト」を設置し、容器包装廃棄物の再資源化・減量化を促進するための課題について検討しました。

22 年度は引き続き、レジ袋削減の推進、容器包装廃棄物の分別収集の促進等、様々なテーマについて、学識経験者、NPO、事業者、市町村、県民等の代表からなる推進会議等を開催し、連携・協働を図ります。

図 1 1 ごみの排出原単位（1人一日あたりのごみの排出量）の推移

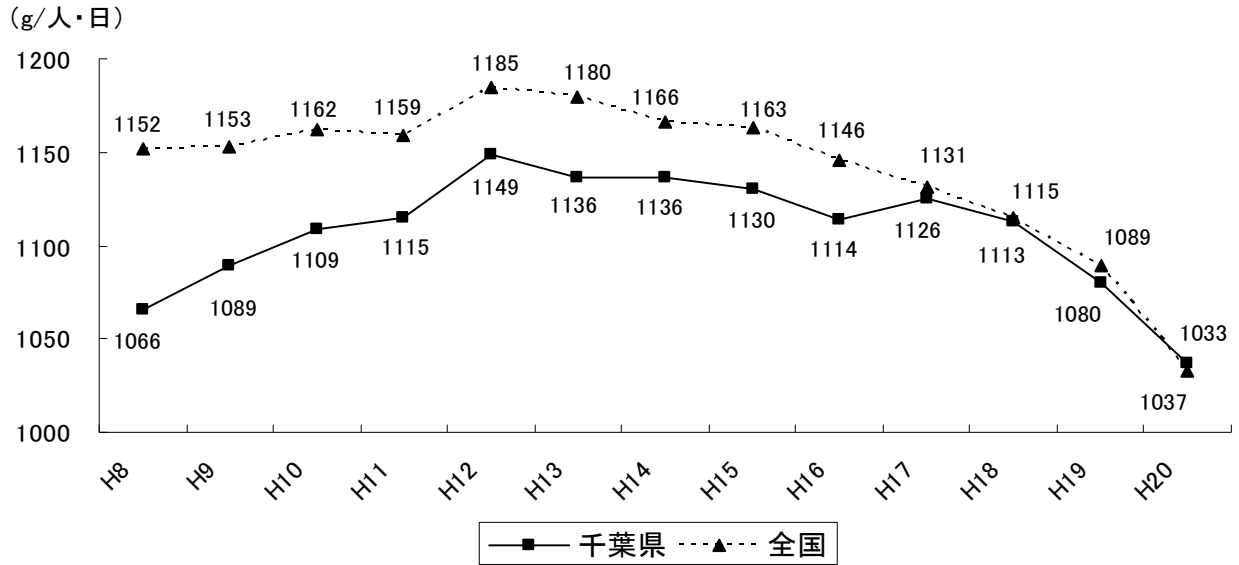


図 1 2 ごみの再資源化率の推移

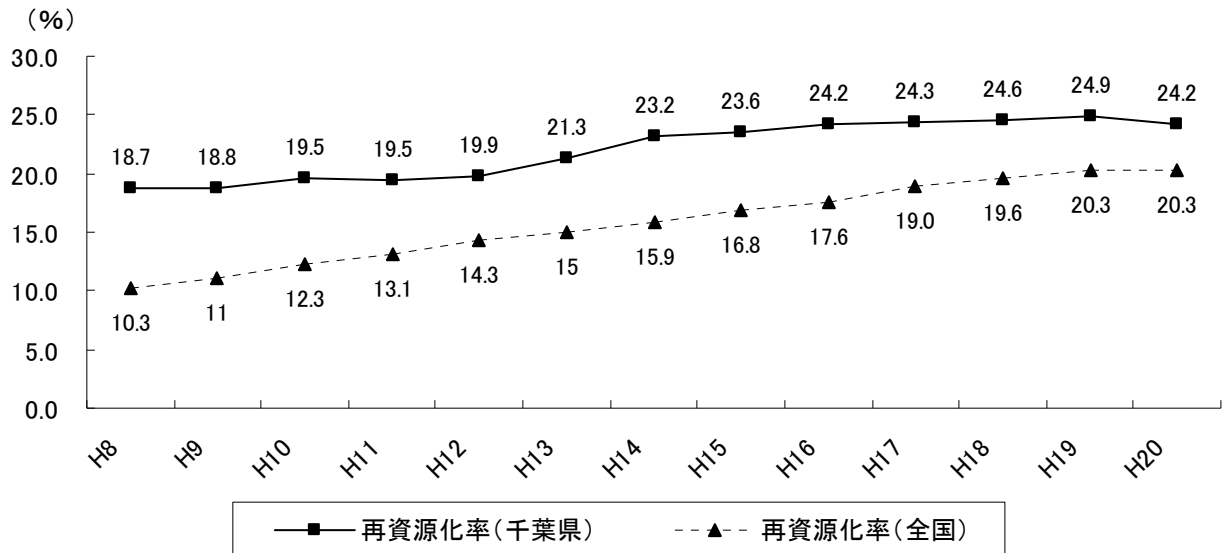
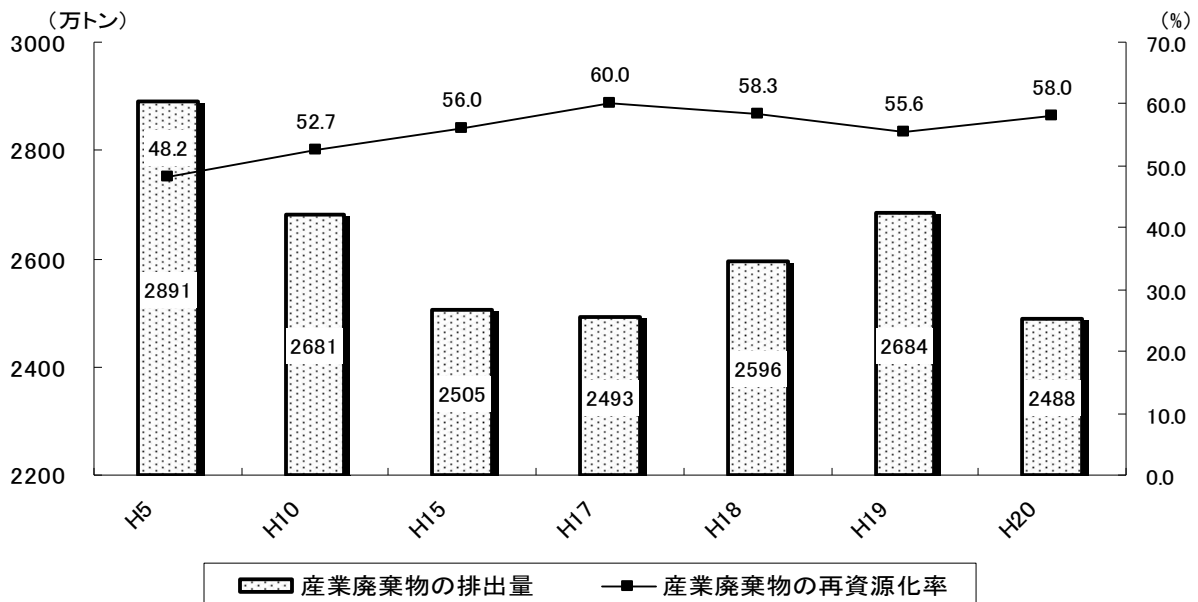


図 1 3 産業廃棄物の排出量・再資源化率の推移



第3章第2節 廃棄物の適正処理の推進と不法投棄の防止

1. 計画の進捗を表す指標の状況と評価

| 項目名 | 基準年度 | 現況 | 目標 |
|--|----------------------|---------------------|-----------------------------|
| 新たな不法投棄量 (投棄量 10 トン以上の不法投棄箇所における投棄量の総量) | 23,861 トン (18 年度) | 3,220 トン (21 年度) | 新たな不法投棄量ゼロを目指します。 (早期実現) |

《評価》

産業廃棄物の不法投棄確認量は大幅な減少傾向にある一方で、小規模な不法投棄は依然として後を絶たない状況であるが、不法投棄などの不適正処理の未然防止に向け、関係者が緊密な連携を図り、監視・指導活動をさらに強化することにより、目標達成を目指す。

365 日・24 時間体制の監視活動の継続や、警察や市町村と連携した指導の強化などにより、大規模で組織的な不法投棄事案は著しく減少し、新たな不法投棄確認量はピーク時（11 年度）の約 18 万トンに比べ、21 年度には約 60 分の 1 まで減少しています。

一方で、小規模でゲリラ的な不法投棄は、依然として後を絶たない状況です。

このことから、警察や市町村と一層緊密な連携を図り、迅速で的確な監視・指導活動をさらに強化するなど、産業廃棄物の不適正処理の未然防止、適正処理の確保のための体制づくりを進め、新たな不法投棄量ゼロを目指します。

2. 主な取組と今後の対応

平成 20 年 9 月に策定した「千葉県廃棄物処理計画」に基づいて、施策を展開しました。

22 年度は、27 年度を目標とする次期廃棄物処理計画の策定に取り組みます。

① 廃棄物の適正処理の確保

ア 適正処理に向けた体制づくり

排出事業者を対象に産業廃棄物の適正処理に関する説明会を県内各地で 7 回開催しました。また、産業廃棄物処理業者に対しては、74 件の立入検査を実施し、適正処理を指導するとともに、優良事業者の育成の一環として、知事感謝状・部長感謝状による表彰を行いました。

22 年度も引き続き、これらの施策の充実・強化に努めます。

イ 適正処理のための仕組みづくり

電子マニフェストの普及促進のため、排出事業者及び処理業者を対象に制度の説明会を実施しました。また、建設廃棄物については、昨年度策定した「千葉県建設リサイクル推進計画 2009」に基づき、再資源化等の推進について講習会等を通じて事業者へ周知を図りました。

22年度も引き続き、電子マニフェスト等の適正処理に向けた制度の普及促進に取り組んでいきます。

ウ 廃棄物処理施設の整備対策

廃棄物処理施設の設置に際し、「千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱」及び廃棄物処理法により適正な指導を実施しています。指導要綱に基づく事前協議の申請を新たに45件受理しました。また、次期廃棄物処理計画の策定に向け、産業廃棄物の発生量や広域移動量等に関する調査を行いました。

22年度は引き続き、廃棄物処理施設の設置に当たっての適正な指導を行うとともに、産業廃棄物の適正処理を推進するための仕組みづくりについて検討します。

エ 流入する産業廃棄物対策

県外廃棄物を県内で埋立処分する場合の事前協議を354件行い、県外産業廃棄物の不法投棄の防止等を図るとともに、産業廃棄物の計画的な処理の促進と最終処分場の確保を図りました。

22年度も引き続き、これらの施策の充実・強化に努めます。

オ 適正処理困難物の処理対策

「千葉県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」を策定するとともに、保管場所の立入検査を466件実施し、処理期限(28年7月)までに適正かつ安全に処理されるよう事業者指導を行いました。また、アスベスト廃棄物については、関係機関と連携し、立入検査を109件実施し、適正かつ安全に処理されるよう事業者指導を行いました。

22年度も引き続き、これらの施策の充実・強化に努めます。

② 廃棄物の不法投棄の根絶

ア 廃棄物の不法投棄対策

「ゴミゼロ運動」では、5月31日の一斉清掃日を中心に、54市町村において58万人が参加し、1,563トンのごみを収集しました。22年度も引き続き、「ゴミゼロ運動」を全県的に推進していきます。

硫酸ピッチについて、パンフレットやホームページなどを通じて「千葉県硫酸ピッチの生成の禁止に関する条例」の周知を行い、不法投棄の未然防止を図りました。なお、これまでに確認された県内の硫酸ピッチについては、19年度中に全量撤去が完了しています。

365日・24時間体制の監視体制を継続し、不法投棄の未然防止に努めています。悪質な行為者については、法に基づき措置命令を発し、履行する意思の無い者には刑事訴訟法に基づき告発を行いました。市町村・警察との連携を図り、徹底した取締りを推進するため、21年度は、警察本部に「千葉県警察環境犯罪総合対策推進

本部」を設置して全県体制を確立し、徹底した取締りを行った結果、平成 21 年中は、不法投棄事犯 268 件、250 人を検挙しました。

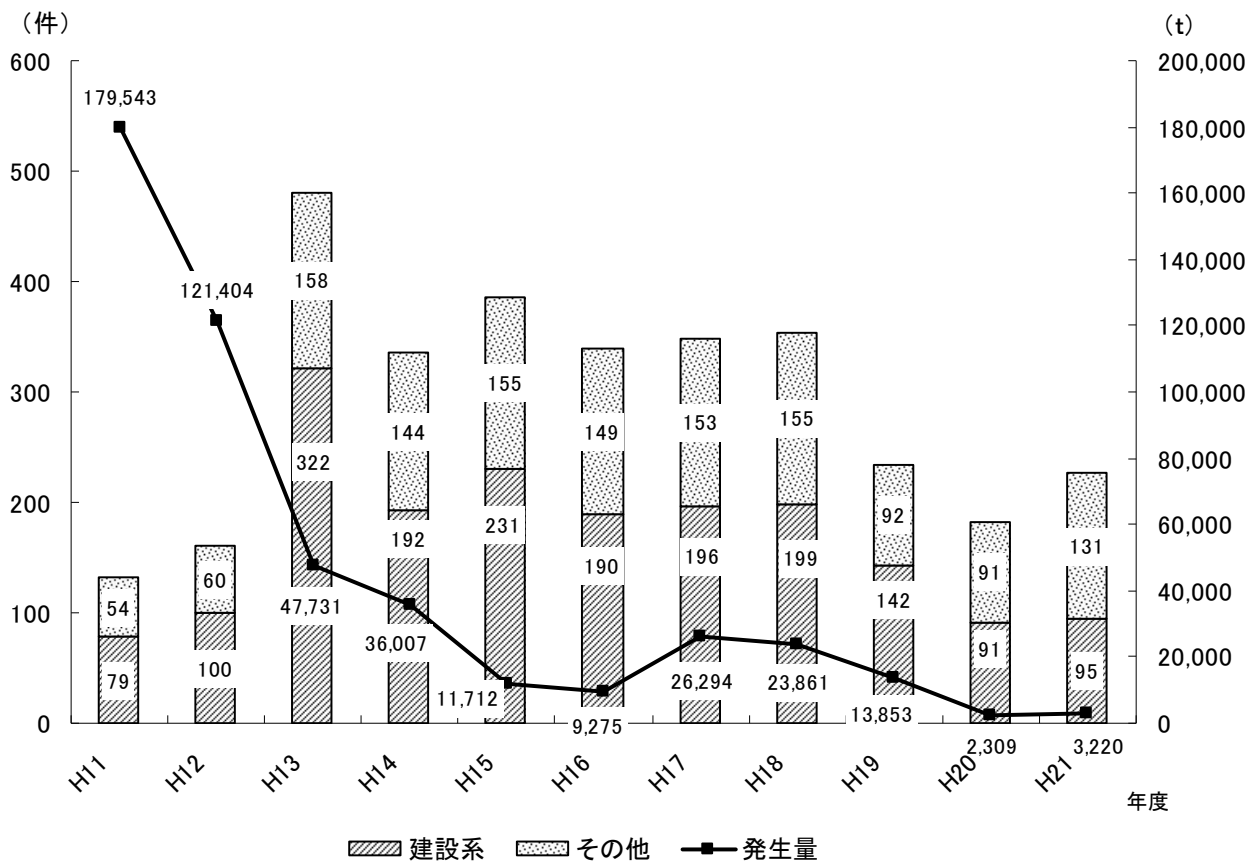
22 年度も、引き続き関係者が連携し、不法投棄対策を推進します。

イ 廃棄物に関する情報の公開

インターネットでの情報公開等を評価基準とする、産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度の運用を進めました。また、法に基づき、廃棄物処理業や廃棄物処理施設の取消処分を行った事業者について公表を行いました。

22 年度も引き続き、これらの施策の充実・強化に努めます。

図 1 4 産業廃棄物不法投棄発生件数及び発生量の推移



第3章第3節 「バイオマス立県ちば」の推進

1. 計画の進捗を表す指標の状況と評価

| 項目名 | 基準年度 | 現況 | 目標 |
|-------------|-----------------|----|-----------------|
| バイオマス資源の利用率 | 68% (平成15年度) | — | 80% (平成30年度) |
| 食品廃棄物の利用率 | 30% (平成15年度) | — | 60% (平成30年度) |

《評価》

バイオマスタウンづくりに向けた取組が徐々に増えてきているなど、バイオマスの利活用は広がってきており、今後の施策の推進により目標の達成は可能

「バイオマス立県ちば推進方針」に基づき、県内のバイオマスの利活用を推進するため、バイオマスに係る実証実験、施設整備、事業化への支援、普及啓発、利活用のマッチング等の取組を進めており、バイオマスの利活用が確実に広がってきています。

また、バイオマスタウン構想の公表件数も徐々に増え、既に9市町で公表され、バイオマスタウンづくりを進めています。

なお、バイオマス資源の利用率については、22年度に調査する予定です。

2. 主な取組と今後の対応

① バイオマス利活用の総合的・計画的な推進

ア バイオマスタウンの実現

「バイオマス立県ちばアドバイザー委員会」による助言等を踏まえて、バイオマスタウンの中核となる施設の設置や事業化について助言等を行い、バイオマスタウンづくりを推進しました。

22年度も、バイオマスの利活用のための施設の設置や事業化についての支援を行っていきます。

イ バイオマス利用促進のための総合的推進体制の充実

バイオマス発電における事業継続可能な売電価格の設定、並びにバイオマス製品の積極的な利用が可能な仕組みの構築について、国へ要望しました。

22年度も、引き続き要望していきます。

また、3市（山武市、市原市、南房総市）のバイオマスタウン構想の具体化について、市協議会に参画するなどにより、助言、情報提供等を行いました。

22年度も、引き続き、助言、情報提供等を行います。

② 事業活動への支援

エコフィード^{※₁}に係るマッチング^{※₂}への取組を8件行いました。また、森林バイオマスに係るマッチングへの取組を28件行いました。今後も、バイオマスに係るマッチングへの取組みを行っていきます。

(独)産業技術総合研究所、芝浦工業大学によるエコフィード等のLCA(ライフサイクルアセスメント)^{※₃}に関する研究に協力しました。

22年度も、引き続き協力していきます。

※₁ 食品残さを原料として家畜の飼料用に加工されたもの。

※₂ バイオマス供給者と需要者ニーズを的確に結びつけるために、両者の連携を促進させる取組

※₃ 製品の生産から廃棄までを一貫して定量的にエネルギー効率や環境への影響を評価する方式

③ 普及啓発の推進

県民のバイオマスに対する理解の醸成を図るため、シンポジウムを2回開催しました。また、「エコメッセ 2009 in ちば」でのバイオマス製品の展示をはじめ、28のイベントでバイオマス利活用推進に向けた普及啓発を行いました。

22年度も、シンポジウムの開催や多数のイベントへの出展を予定しています。

第3章第4節 残土の適正管理

1. 計画の進捗を表す指標の状況と評価

| 項目名 | 基準年度 | 現況 | 目標 |
|------------------------|---------------------------------|---|-----------------|
| 無許可埋立面積 | 12,107 m ² (16年度) | 23,107 m ² (21年度は 増加0 m ²) | 無くします (早期実現) |
| 公共工事に伴い発生する建設発生土の有効利用率 | 73.6% (17年度) | 85.3% (20年度) | 98% (30年度) |

《評価》

市町村や関係機関と連携した合同パトロールや定期検査の実施等により、残土の不適正処理の根絶に努め、平成21年度は無許可の埋立事案はありませんでした。

残土の新規埋立て許可件数は、ここ数年50件前後で推移していましたが、昨年度は40件と過去10年間で最低となりました。また、これらの事業場に搬入される土量も平成21年度は合計約291万m³と、過去最大であった平成10年度の1,500万m³の約5分の1以下となりました。

平成21年度は、市町村や関係機関と連携した合同パトロールや定期検査の実施などにより、残土の不適正処理の根絶に努め、無許可の埋立事案はありませんでした。

なお、建設発生土の有効利用率調査については、平成20年度実績について、国が全国的な調査を実施しました。

2. 主な取組と今後の対応

① 残土条例の厳格な執行と悪質な事業者に対する監視指導の強化

埋立て許可後の定期検査を延べ75回実施するとともに、365日・24時間体制の監視パトロールを実施し、事業者に対する監視・指導を行いました。

22年度は引き続き、事業者に対する監視・指導の徹底や悪質な事業者に対する行政処分の徹底など残土条例を厳格に執行していくことにより、残土の不適正な埋立てを無くしていきます。

② 特定事業場の情報公開

県内の各特定事業場について、許可事業者名や事業場所在地、許可土量、許可の期間等の情報をホームページで公表し、不審な埋立て等について県民からいただいた通報をもとに効果的な監視を行なっています。このため、22年度も引き続き、ホームページでの情報提供を行います。

③ 市町村や関係機関との連携による埋立ての適正化の促進

市町村や県の関係機関と連携のもと、合同パトロールを16回実施しました。引き続き、市町村等に連携を働きかけ、監視・指導の強化を図ります。

④ 建設発生土の有効利用等による土砂搬入量の抑制

公共工事に伴い発生する建設発生土については、「建設発生土等の有効利用に関する行動計画」に基づき、財団法人日本建設情報総合センターにおいて建設発生土の工事間利用を促進するために構築した建設発生土情報交換システムを活用し、発生抑制及び再利用を促進しました。

22年度は引き続き、建設発生土利用調整会議や、県の地域整備センター・事務所を中心とした地区建設副産物対策協議会の拡充などにより、工事間利用の更なる徹底を図ります。

図 1 5 特定事業年度別許可件数

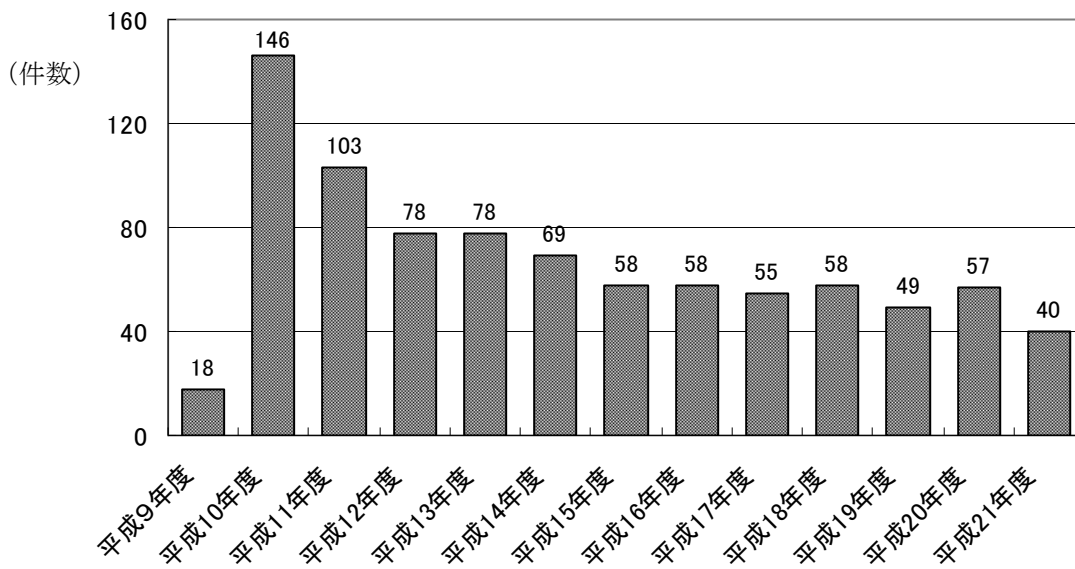
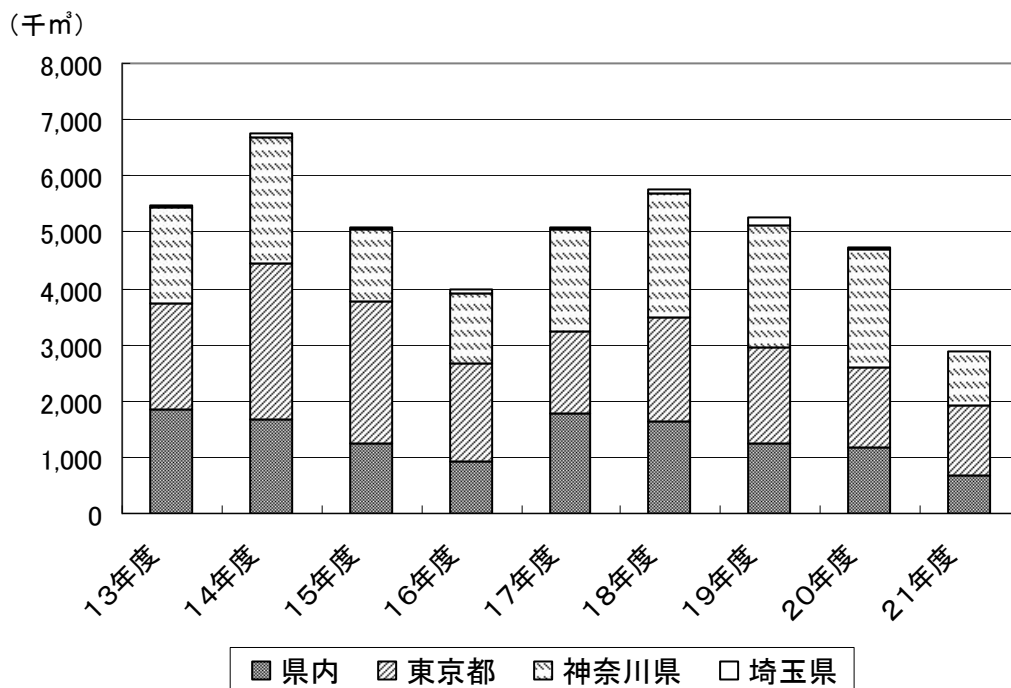


図 1 6 年度別土砂搬入量



第4章第1節 良好な大気環境の確保

1. 計画の進捗を表す指標の状況と評価

| 項目名 | 基準年度 | 現況 | 目標 | |
|--|---------------------|------------------|-------------------------------------|---|
| 光化学スモッグ注意報の年間発令日数 | 20日 (14～18年度の平均) | 3日 (21年度) | 注意報発令日数の減少 (21年度) | 注意報発令日数の半減 (22年度) 更なる削減 (30年度) |
| 浮遊粒子状物質の環境基準達成率 (一般局・自排局の合計) | 94.4% (18年度) | 100% (21年度) | 100%達成 (21年度) | 100%達成 (毎年度) |
| 二酸化窒素の環境基準達成率 (一般局・自排局の合計) | 98.6% (18年度) | 99.3% (21年度) | | |
| 二酸化硫黄、一酸化炭素の環境基準達成率 (一般局・自排局の合計) | 100% (18年度) | 100% (21年度) | | |
| 二酸化窒素の県環境目標値達成率 (一般局・自排局の合計) | 69.4% (18年度) | 79.7% (21年度) | 概ね達成します (30年度) | |
| 低公害車の普及台数 | 約60万台 (17年度) | 約101万台 (21年度) | 約120万台 (22年度) 更なる増加 (30年度) | |
| エコドライブ実践事業者の割合 (県内で自動車をもつ30人以上保有する事業者のうち、エコドライブを実践している事業者の割合) | 61% (18年度) | 82% (20年度) | 80% (20年度) | 100% (22年度以降 毎年度) |

《評価》

目標の達成に向けて順調に進捗している。

光化学スモッグ注意報の発令日数については、基準年度に比べて減少しました。なお、発令日数3日は、昭和46年度にオキシダントに係る大気汚染緊急時対策を実施して以来、最少でした。

浮遊粒子状物質については、「千葉県ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出の抑制に関する条例」(ディーゼル条例)による自動車の運行規制などが功を奏し、19年度から3年連続して測定した140局全てで環境基準を達成しました。

二酸化窒素については、近年改善傾向にあり、幹線道路沿いの自動車排出ガス測定局1局を除き環境基準を達成しました。なお、二酸化窒素に係る県環境目標値の達成率は、79.7%と目標に向け概ね順調に推移しています。

二酸化硫黄、一酸化炭素については、21年度においても、それぞれの項目について測定した全測定局で環境基準を達成しており、環境基準の達成率100%を維持しています。

低公害車の普及台数については、基準年度に比べて21年度は約41万台増加し、県内の自動車保有台数に占める割合は、17%から29%になりました。

エコドライブ実践事業者の割合については、20年度は82%で、20年度の目標を上回り順調に増加しています。

2. 主な取組と今後の対応

① 工場・事業場等に対する対策の徹底

ア 法・条例による規制

大気汚染防止法に基づく 21 年度の立入検査は、ばい煙発生施設 482 事業所 1,724 施設、揮発性有機化合物(VOC)排出施設 31 事業所 86 施設、一般粉じん発生施設 72 事業所 352 施設、吹付けアスベストを使用した建築物等の解体等作業 96 件に対して実施し、基準に適合していることを確認しました。

また、「千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例」が 20 年度から施行され、VOC 排出総量の減少が見込まれます。

今後も引き続き、法・条例による規制を徹底していきます。

イ 工場・事業場等に対する指導

公害防止協定締結工場に対しては、施設の新・増設等にあって、21 年度は、30 件の事前協議を実施し、大気汚染物質の一層の低減を指導しました。また、公害防止協定や各種指導要綱に基づく基準の確認は、法に基づく立入検査に併せて実施しました。

公害防止協定は、22 年度から環境保全協定に改定され、今後も同協定や各種指導要綱に基づき、引き続き大気汚染物質の排出抑制の指導を徹底していきます。

② 自動車排出ガス対策の推進

ディーゼル条例における運行規制について、21 年度は、路上検査等で 6,117 台を検査し、不適合車 439 台に改善指導を行い、ナンバープレート調査で 28,246 台を調査し、268 台を確認し指導を行いました。同条例の燃料規制については、966 台に対し燃料抜取検査を実施し、いずれも適合していることを確認しました。

また、21 年度は、粒子状物質減少装置装着助成は 644 台、天然ガス・ハイブリッド車導入助成は 51 台、エコドライブ支援装置貸出は 10 事業所に実施し、さらに、県公用車 14 台に簡易エコドライブモニターを試験導入し、エコドライブを一層推進しました。

今後も引き続き、ディーゼル条例に基づく検査・指導を徹底するとともに、助成事業を実施していきます。

③ 大気環境等の監視

21 年度は、143 局の大気環境常時監視測定局において、大気汚染物質の常時監視を行うとともに、主要 27 工場に対して発生源監視テレメータシステムによる常時監視を行いました。今後も引き続き、これらの常時監視を実施していきます。

④ 大気汚染緊急時対策の実施

大気汚染緊急時には、緊急時協力 129 工場に対し、原燃料使用量又は窒素酸化物排出量の削減措置を要請するとともに、発生源テレメータシステムで措置状況を確認しました。22 年度からは、新たに VOC 排出量の削減措置を要請する協力工場を加え、引き続き大気汚染緊急時には、緊急時協力工場に対して削減措置の要請・確認を行っていきます。

⑤ 大気環境にやさしいライフスタイルへ向けた啓発等

大気汚染の発生しやすい冬期において、工場・事業場に対して暖房温度の 20℃ 設定、窒素酸化物排出量の低減を要請しました。また、自動車の使用抑制やエコ

ドライブの実施など、県民が環境に配慮した車の使用を行うよう普及啓発活動を行いました。引き続き、事業所、県民に対して普及啓発等を行っていきます。

表6 光化学スモッグ注意報等の発令状況

(単位：日)

| | | | | | | | | | | | | |
|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 年度 | 62 | 63 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 |
| 注意報 | 21 | 4 | 6 | 17 | 20 | 19 | 6 | 14 | 22 | 6 | 13 | 8 |
| 警報 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 年度 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | |
| 注意報 | 9 | 18 | 23 | 21 | 11 | 28 | 28 | 11 | 17 | 12 | 3 | |
| 警報 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |

表7 環境基準達成状況

| 区分 | 環境基準等 | 項目 | 達成率 (%) | | | | | | | | 平成21年度 達成局数 | |
|----------------|--------|---------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------------|---------|
| | | | 14 年度 | 15 年度 | 16 年度 | 17 年度 | 18 年度 | 19 年度 | 20 年度 | 21 年度 | | |
| 一般環境 大気測定局 | 環境基準 | 二酸化硫黄 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 86/86 |
| | | 二酸化窒素 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 114/114 |
| | | 一酸化炭素 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 4/4 |
| | | 浮遊粒子状物質 | 52.1 | 90.5 | 99.1 | 100 | 93.9 | 100 | 100 | 100 | 100 | 112/112 |
| | 県環境目標値 | 二酸化窒素 | 60.3 | 76.7 | 71.6 | 72.2 | 79.1 | 71.9 | 94.6 | 90.4 | 103/114 | |
| 自動車排出ガス 測定局 | 環境基準 | 二酸化硫黄 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 4/4 |
| | | 二酸化窒素 | 89.7 | 93.1 | 96.6 | 93.1 | 93.1 | 93.1 | 89.7 | 96.6 | 28/29 | |
| | | 一酸化炭素 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 25/25 |
| | | 浮遊粒子状物質 | 26.9 | 74.1 | 100 | 96.4 | 96.4 | 100 | 100 | 100 | 100 | 28/28 |
| | 県環境目標値 | 二酸化窒素 | 13.8 | 27.6 | 24.1 | 31.0 | 31.0 | 31.0 | 41.4 | 37.9 | 11/29 | |

表8 低公害車普及状況（平成22年3月末）

| 区分 | | 千葉県 | 全国 |
|------------------|---------------|----------|------------|
| 自動車保有台数 | | 約 346 万台 | 約 7,869 万台 |
| 低 公 害 車 | 低燃費かつ低排出ガス認定車 | 約 96 万台 | 約 1,952 万台 |
| | 電気自動車 | 14 台 | 592 台 |
| | メタノール自動車 | 1 台 | 13 台 |
| | 天然ガス自動車 | 1,318 台 | 23,137 台 |
| | ハイブリッド自動車 | 49,890 台 | 983,402 台 |

出典：（財）自動車検査登録情報協会資料
ただし、「低燃費かつ低排出ガス認定車」数は、国土交通省関東運輸局資料
（電気自動車にはプラグインハイブリッド車を含む）

第4章第2節 騒音・振動・悪臭の防止

1. 計画の進捗を表す指標の状況と評価

| 項目名 | 基準年度 | 現況 | 目標 |
|---------------|---|---------------------------------------|---------------------|
| 自動車騒音の環境基準達成率 | 82% (平成18年度) | 84% (20年度) | 概ね達成します (平成30年度) |
| 航空機騒音の環境基準達成率 | 成田空港周辺 51% 羽田空港周辺 100% 下総飛行場周辺 82% 木更津飛行場周辺 100% (平成18年度) | 66% 100% 82% 100%* (21年度) | 達成率を向上させます (毎年度) |
| 騒音・振動・悪臭の苦情件数 | 1,502件 (平成18年度) | 1,415 (21年度) | 減少させます (毎年度) |

※環境基準評価に必要な調査日数が得られていないが、調査期間（7日間）の測定結果では環境基準70WECPNLを超えることはなかった。

《評価》

目標に向けておおむね順調に進捗している。今後、施策の推進により目標の達成を目指す。

自動車騒音の環境基準達成率は、基準年度に比べ、ほぼ横ばいの状況です。

航空機騒音の環境基準達成状況は、環境基準の地域類型を指定している地域内の測定地点について、成田空港周辺では測定した85局のうち56局で、羽田空港周辺では5局全てで、下総飛行場周辺では11局のうち9局でそれぞれ環境基準を達成しました。

騒音・振動・悪臭の苦情件数は、騒音については減少傾向ですが、振動と悪臭についてはおおむね横ばいの状況にあります。

2. 主な取組と今後の対応

① 騒音・振動の防止

公害防止協定締結工場の事前協議 13 件、工場立地等各種開発行為の事前審査 6 件を実施し、事業者に対して騒音・振動の一層の低減を指導しました。

自動車騒音については、道路に面する地域の騒音に係る環境基準の評価を行いました。

騒音・振動規制を行う市町村職員向けの測定技術講習会を 2 回開催し、市町村職員等 32 名に対し技術指導を実施しました。

今後も引き続き、事業者指導、自動車騒音の常時監視、市町村等への技術指導を実施していきます。

② 航空機騒音の防止

ア 監視体制の強化

成田空港周辺では、固定測定局 89 局（うち、県設置 23 局）による常時監視を実施しました。

羽田空港周辺では、固定測定局 7 局（うち、県設置 6 局）による常時監視を実施しました。

下総飛行場周辺では、固定測定局 2 局による常時監視を実施するとともに、10 月 17 日から 10 月 30 日までの二週間で実態調査を実施しました。なお、実態調査時に一部の局で欠測があったため、11 月 4・5 日に追加調査を実施しました。

木更津飛行場周辺では、木更津市が実態調査を実施しています。

成田空港については、21 年 10 月に B 滑走路が 2500m に延伸され、発着回数の増加が見込まれ、引き続き航空機騒音の常時監視を行います。

羽田空港については、再拡張に伴う D 滑走路が 22 年 10 月から供用開始されることにより、発着回数の増加や飛行経路の変更が見込まれ、本県への騒音影響の拡大が懸念されることから、実態を把握するための調査を実施します。

イ 対策の強化

航空機騒音に係る環境基準については、未達成地域があることから、21 年度に、国や空港管理者等に対し環境基準の早期達成について要請しました。

また、環境基準の評価方法が改正され、平成 25 年度から施行されるため、新たな評価方法に対応する監視体制を整備します。

③ 悪臭の防止

公害防止協定締結工場の事前協議 4 件、工場立地等各種開発行為の事前審査 2 件を実施し、事業者に対しての悪臭の一層の低減を指導しました。

悪臭規制を行う市町村職員向けの測定技術講習会を 2 回開催し、市町村職員等 18 名に対し技術指導を実施しました。

表 9 道路に面する地域の騒音に係る環境基準達成状況

| 年度 | 達成率 (%) |
|----|---------|
| 14 | 74.0 |
| 15 | 73.8 |
| 16 | 78.0 |
| 17 | 82.0 |
| 18 | 82.2 |
| 19 | 82.7 |
| 20 | 84.2 |
| 21 | 83.8 |

表 10 成田空港、下総飛行場、木更津飛行場、羽田空港の周辺地域における環境基準の達成率

| 地域 \ 年度 | 年度 | | | | | | | | |
|---------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|--|
| | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | |
| 成田空港 | 41 | 51 | 47 | 47 | 51 | 54 | 59 | 66 | |
| 羽田空港 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | |
| 下総飛行場 | 80 | 82 | 82 | 82 | 82 | 82 | 82 | 82 | |
| 木更津飛行場 | — | — | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | |

注 1：環境基準指定地域内の測定地点数に対する環境基準達成地点の割合 (%)

注 2：木更津飛行場については、環境基準の評価に必要な調査日数が得られていないため、調査期間における評価です。また、14年度及び15年度は調査が実施されていません。

表 11 年度別苦情受付件数

| 年度 種別 | 年度 | | | | | | | | |
|----------|-----|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|--|
| | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | |
| 騒音 | 577 | 586 | 694 | 677 | 693 | 737 | 741 | 730 | |
| 振動 | 113 | 134 | 112 | 108 | 141 | 103 | 108 | 79 | |
| 悪臭 | 943 | 1,010 | 671 | 635 | 668 | 722 | 566 | 606 | |

第4章第3節 良好な水環境の保全

1. 計画の進捗を表す指標の状況と評価

| 項目名 | 基準年度 | 現況 | 目標 | |
|--------------------------------|--------------------------------|-------------------------------|-----------------|--|
| 河川・湖沼・海域の環境基準の達成率 (BOD・COD) | 67.1% (18年度) 全国平均 86.3% | 72.9% (21年度) | 63.6% (21年度) | 全国平均並みの達成率確保 (30年度) |
| 印旛沼の水質 | 8.6mg/l (18年度 COD 年 平均値) | 8.6mg/l (21年度 COD 年平均値) | | 遊び泳げる印旛沼とその 流域の回復 (42年度) |
| 手賀沼の水質 | 7.9mg/l (18年度 COD 年 平均値) | 8.6mg/l (21年度 COD 年平均値) | | かつて手賀沼とその流域 にあった美しく豊かな環 境の回復 (42年度) |
| 東京湾の環境基準達成率 | 63.6% (18年度) | 63.6% (21年度) | | 向上させます (30年度) |
| 県全域の汚水処理人口普及率 | 79.7% (18年度) | 82.6% (21年度) | 81.3% (21年度) | 85.7% (29年度) |

《評価》

目標に向けておおむね順調に進捗している。今後、施策の推進により目標の達成を目指す。

河川・湖沼・海域の環境基準の達成率については、気象条件による水質変動が大きいものの、目標の達成に向けた水質の改善は進んでいます。

印旛沼・手賀沼の水質については、基準年度と比較してほぼ横ばいです。

東京湾の環境基準達成率については、21年度は、20年度に比べ低下したものの、基準年度との比較では同率となっています。

県全域の汚水処理人口普及率は、順調に伸びています。

2. 主な取組と今後の対応

① 工場・事業場等に対する対策の徹底

ア 法・条例による指導

1,361の規制対象事業場のうち、延べ887事業場に対し立入検査を行い、排水基準の遵守状況等を確認するとともに、基準を超過した78事業場に対し改善指導を行いました。今後も引き続き、立入検査等により排水基準の遵守状況等を確認します。

イ 指導

公害防止協定の遵守状況を確認するため、47工場に対し、県・市合同立入調査を実施しました。また、生産施設の新設等に関する事前審査を19件実施し、汚濁負荷量の削減等必要な措置を講ずるよう指導しました。

さらに、大規模開発に伴い、延べ16件の事前審査を実施し、給排水計画、地下水涵養等について指導しました。今後も引き続き必要な指導等を行います。

② 生活排水対策の推進

市町村が実施する浄化槽設置補助事業に要する経費の一部を助成しました（設置補助基数 1,878（うち高度処理型 1,205）、単独浄化槽やくみ取りからの転換補助基数 1,091）。また、農業集落排水事業（5 地区）で、処理施設 2 か所、管路工 1 か所（L=2.8km）を整備しました。さらに、下水道事業で、流域下水道の管渠の整備、処理施設の高度処理化の推進及び公共下水道の普及促進を図りました。なお、全県の汚水処理人口普及率は 82.6%（21 年度）となりました。

今後、「全県域汚水適正処理構想」を見直し、汚水処理施設整備の一層の推進を図ります。

③ 水質監視の実施

河川 122 地点、湖沼 15 地点及び海域 41 地点の計 178 地点について水質調査を行い、環境基準の達成状況を確認しました。今後も引き続き水質の監視を行います。

④ 印旛沼・手賀沼における浄化対策の推進

流域の汚濁負荷削減対策として、既設の湖沼特定事業場に対する負荷量規制基準の施行、高度処理型浄化槽の普及や下水道整備等の浄化対策を進めたほか、環境保全型農業の支援、雨水浸透の促進対策等を実施しました。また、沼の直接浄化として、植生帯の整備、水草復活等を進めました。そのほか、印旛沼では「緊急行動計画」に基づく「みためし行動」を実施するとともに、長期計画である「健全化計画」を策定、手賀沼では「水循環回復行動計画」に基づく「市街地排水浄化対策モデル事業」等の直接浄化事業を進めました。

今後も引き続き、湖沼水質保全計画等に基づく各種事業の推進、促進を図ります。

⑤ 東京湾流入汚濁負荷削減対策の推進

指定地域内の延べ 204 事業場に立入検査を実施しました。また、次期（第 7 次）総量削減計画を策定するに当たりアンケート調査を実施しました。さらに、「みんなで東京湾をきれいにする行動計画」に基づきエコメッセや NPO と協働で行った浄化槽講習会において普及啓発を図りました。

今後も、「みんなで東京湾をきれいにする行動計画」に基づき、県民の自主的・積極的な生活排水対策の取組を促進します。

⑥ 水質保全に向けた啓発事業の推進

東京湾の水質保全に向けた啓発事業として、エコメッセや浄化槽講習会において、パネルの展示やパンフレットの配布を行うなど普及啓発を図りました。また、行政・住民・NPO 等と連携して、印旛沼では環境学習に関する教員研修会を、手賀沼では手賀沼親水広場を活用した親子船上学習会、手賀沼ウォッチング、自然観察会等を行い、環境保全に対する意識高揚を図りました。

今後も引き続きエコメッセでの啓発の実施や東京湾視察などイベントの開催、出前講座、手賀沼親水広場での環境学習等により、県民の自主的・積極的な取組を促進します。

⑦ 水資源の有効活用

雑用水利用の促進に向けて県関係部局、市町村担当者を対象とした「雑用水の利用促進に関する指導要綱」の説明会を開催するとともに、ホームページ等による広報活動、開発事業者への働きかけを実施しました。また、流域下水道の高度処理水を海老川水系（長津川、飯山満川支川）に放流し、水質改善を図りました。

今後も引き続き、説明会の開催やホームページ等による広報活動を行い雑排水利用の促進を図るとともに、下水道高度処理水の放流等を行います。

図 1 7 河川・湖沼・海域の環境基準の達成率（BOD・COD）

（単位：％）

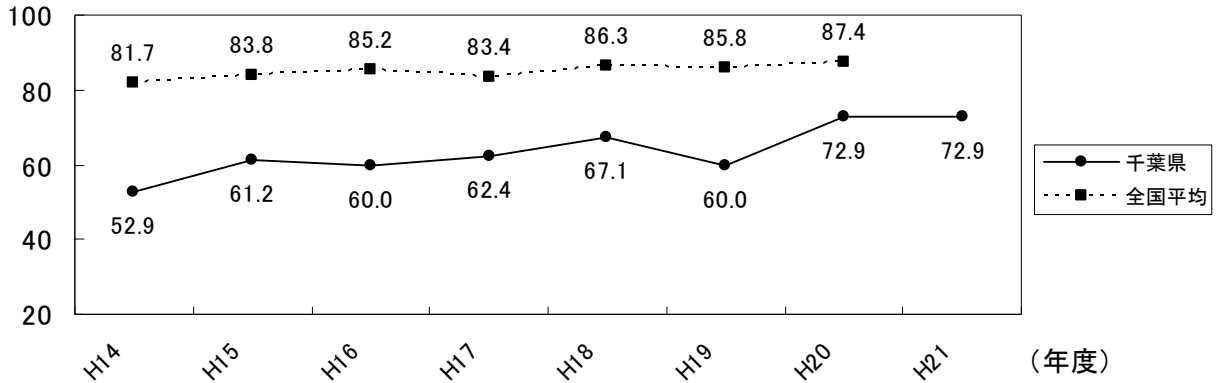


図 1 8 印旛沼及び手賀沼の水質（COD年平均値）

（単位：mg/l）

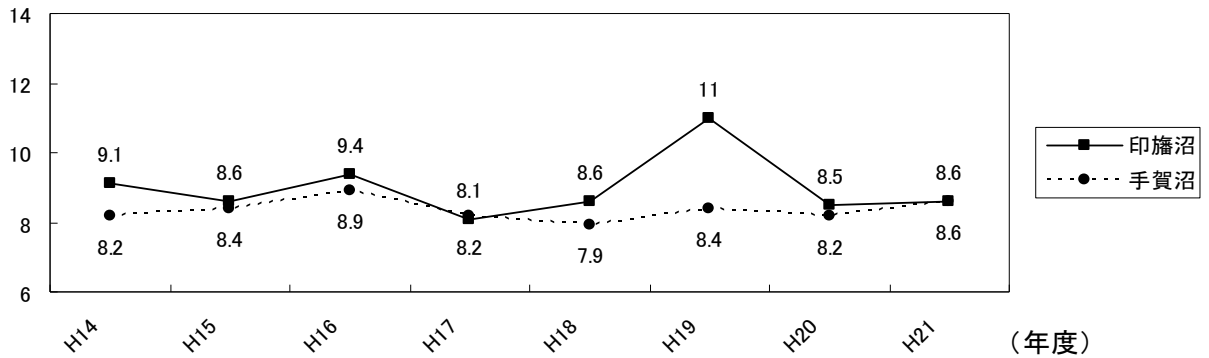


図 1 9 東京湾の環境基準の達成率（COD）

（単位：％）

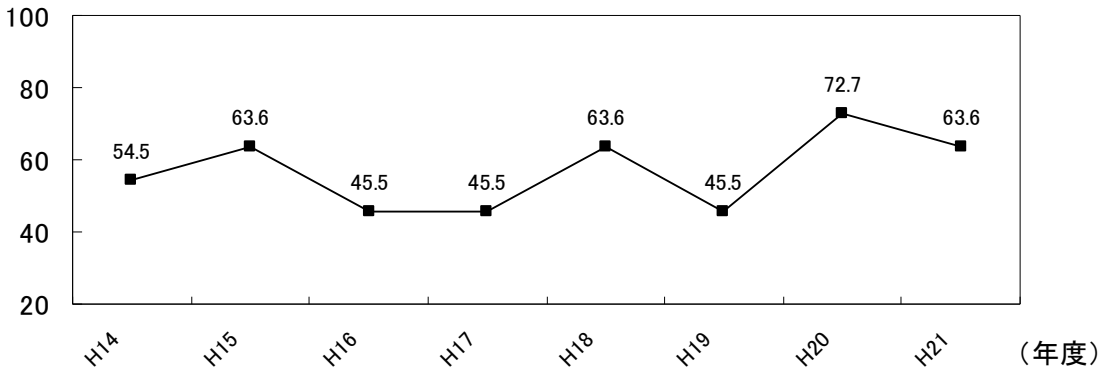
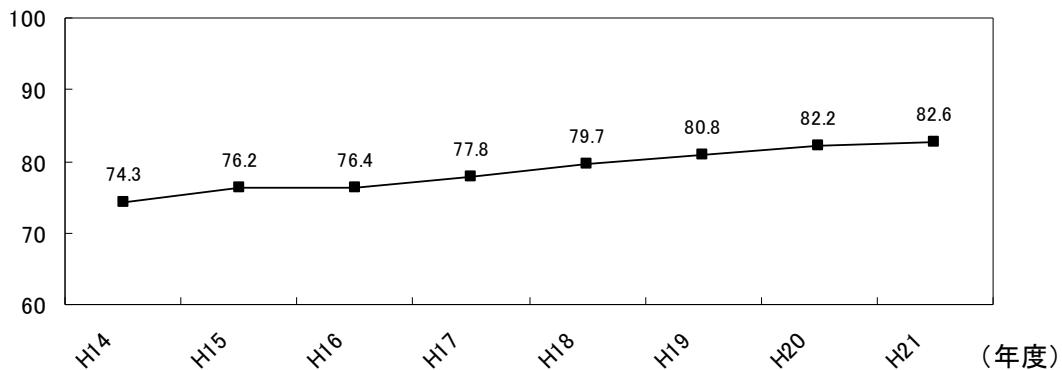


図 2 0 県全体の汚水処理人口普及率

（単位：％）



第4章第4節 良好な地質環境の保全

1. 計画の進捗を表す指標の状況と評価

| 項目名 | 基準年度 | 現況 | 目標 |
|---------------|----------------------------------|------------------------------|------------------------|
| 2 cm以上の地盤沈下面積 | 11.7km ² (18年) | 22.3km ² (21年) | 無くします (早期達成) |
| 地下水の環境基準達成率 | 84.2% (18年度) 全国平均 93.2% | 81.0% (21年度) | 全国平均並みの達成率確保 (30年度) |

《評価》

目標に向けて順調に進捗していない項目もあるが、今後の施策の推進により目標の達成は可能。

2 cm以上の地盤沈下面積については、基準年度と比較して増加しましたが、長期的には、九十九里地域等一部地域を除き、沈静化の傾向が続いていると考えられます。

地下水の環境基準達成率については、21年度は、20年度に比べわずかに上昇しましたが、基準年度との比較では若干の低下がみられます。調査対象井戸の位置や数は毎年異なるため厳密な比較はできませんが、達成率の変化は、主に砒素や硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の環境基準超過数の増減によるものです。

2. 主な取組と今後の対応

① 地盤沈下対策の推進

ア 地盤沈下の状況監視

49市町村（調査面積：3,204km²）について、精密水準測量により地盤変動状況の監視を行いました。また、27市町村81か所130井の観測井により、地下水位及び地層収縮量の監視を行いました。

今後も引き続き、精密水準測量による地盤変動状況の監視及び観測井による地下水位及び地層の収縮量の監視を行います。

イ 工場・事業場の揚水量の指導

公害防止協定（地下水採取制限について定めのあるもの）を締結している27社31工場について、「地下水利用報告書」により地下水採取量の協定値の遵守を指導しました。

「地盤沈下防止協定」を締結している9社（うち1社休止中）について、天然ガスかん水排水量の協定値の遵守や削減等を指導しました。また、揚水状況等を把握するため、8社の立入調査を実施しました。

今後も引き続き、法令に基づく地下水取水の規制を行うとともに、「地盤沈下

の防止に関する細目協定」を改定し、地下水取水量の削減及び天然ガスかん水の地上への排水量削減等の指導を行います。

② 地下水保全対策・土壌汚染対策の推進

ア 地下水の水質の監視

井戸の概況調査 184 本、継続監視調査 117 本、発生源監視調査 73 本を実施しました。また、概況調査で汚染が確認された井戸の周辺井戸調査を 168 本実施しました。

今後も引き続き、これらの調査を実施していきます。

イ 地下水の汚染防止対策

事業者が、自主的に地質汚染の未然防止対策や汚染確認に取り組む際の具体的な対応方法を定めた「千葉県地質汚染防止対策ガイドライン」の普及を図るため、事業者向けのパンフレットを作成しました。また、硝酸・亜硝酸性窒素による地下水汚染対策として、「千葉県硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素に係る地下水保全対策実施方針」を運用し、① 関係機関からなる対策協議会による保全対策の推進、② モデル地区、汚染地区の調査による汚染機構の解明や汚染防止対策の推進を図りました。

そのほか、たい肥等有機物や化学肥料の適正使用の指針策定に向け、土壌中の施肥成分の動態を把握するため県内土壌の調査を実施しました。

今後も引き続き、ガイドラインの普及啓発や、硝酸性・亜硝酸性窒素に係る地下水保全対策を行うとともに、土壌中の施肥成分の動態についての試験を行います。

ウ 汚染地下水の浄化対策の推進

13 市町で実施する地下水汚染の機構解明調査及び浄化対策に対し助成しました。また、特定事業場に関連すると見込まれる地下水汚染の機構解明調査を 4 市に委託しました。

今後も、これらの施策を引き続き実施します。

エ 土壌汚染対策の実施

有害物質使用特定施設が廃止された場合（21 年度末までの廃止 78 件）には、土壌汚染対策法に基づき、調査実施等の指導を行いました。21 年度末までの調査は 19 件あり、うち 7 件については環境省令で定める基準に適合しないため、指定区域の指定を行いました。なお、7 件のうち 4 件については浄化対策が完了したため、すでに指定を解除しています。

今後も引き続き、土地の所有者等に土壌汚染対策法に基づく調査等の指導を行います。

図 2 1 2 cm 以上の地盤沈下面積

単位：(km²)

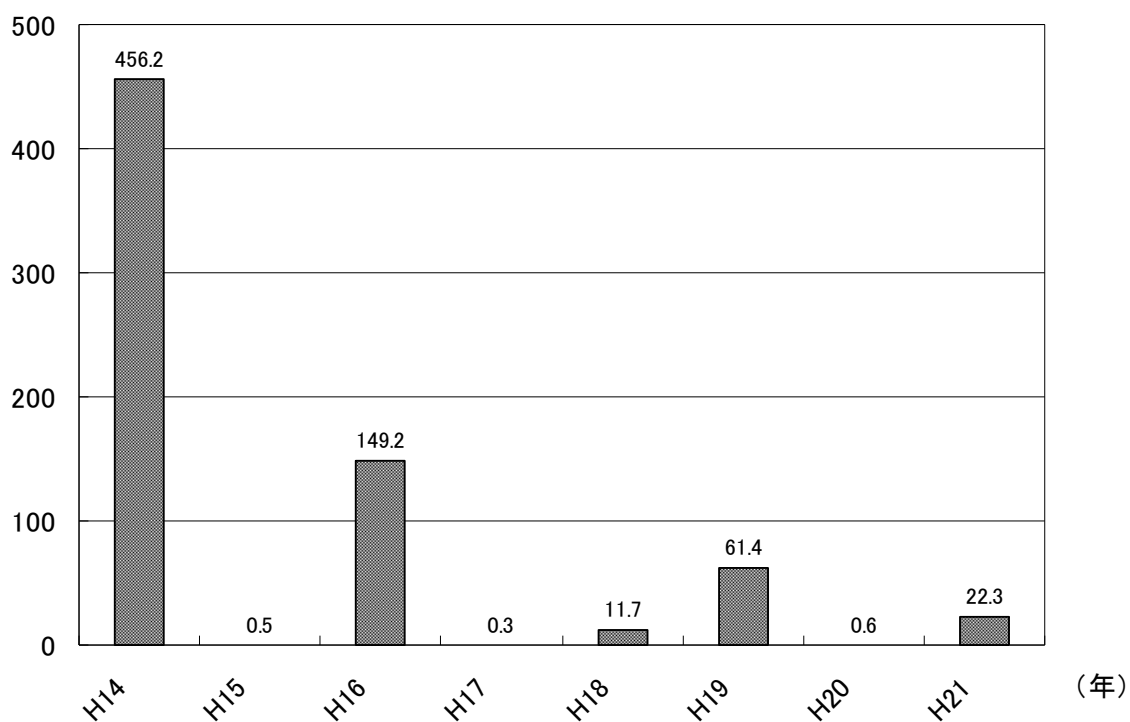
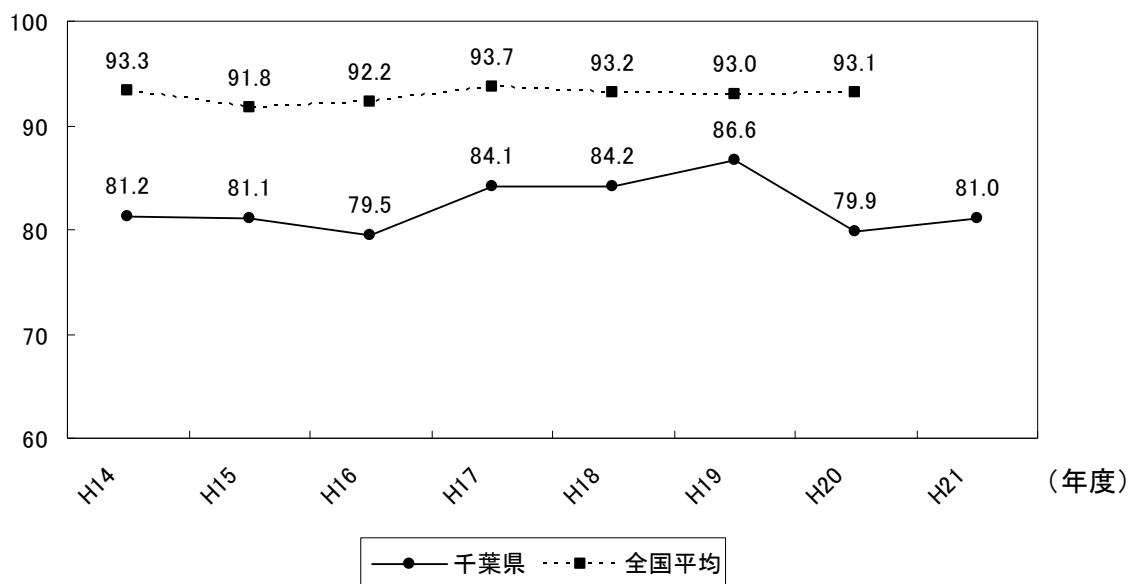


図 2 2 地下水の環境基準達成率

(単位：%)



第4章第5節 化学物質による環境リスクの低減

1. 計画の進捗を表す指標の状況と評価

| 項目名 | 基準年度 | 現況 | 目標 | |
|--------------|--|-----------------------------|--------------------------|-----------------|
| 化学物質の環境基準達成率 | ベンゼン★ 100% | 100% | 100%達成 (21年度) | 100%達成 (毎年度) |
| | トリクロロエチレン、 テトラクロロエチレン、 ジクロロメタン★ 100% | 100% | | |
| | ダイオキシン類 (一般大気環境 100%) | 100% | | |
| | (公共用水域水質 98.9%) (公共用水域底質、地下水、 土壌 100%) (平成18年度) | 99.0% 100% (21年度) | | |
| 有害化学物質の届出排出量 | 約9千トン (平成17年度) | 約8,800 トン (19年度) | 前年度より減少させ ます (毎年度) | |

★ ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンは一般大気環境における環境基準の達成率を示しています。

《評価》

目標の達成に向けて順調に進捗している。

ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンについては、測定した全ての地点で環境基準を達成しました。

ダイオキシン類については、一般大気環境、公共用水域（底質）、地下水、及び土壌について調査した全ての地点で、公共用水域（水質）は調査した97地点のうち96地点で環境基準を達成しました。

有害化学物質の届出排出量は、基準年度の17年度に比べ若干減少し、約8,800トンでした。

2. 主な取組と今後の対応

① 化学物質の自主的な管理の促進

P R T R（化学物質排出・移動登録）制度により19年度に届出のあった1,418事業所について、国から提供されたデータの集計結果を県ホームページに公開しました。また、事業者のための有害大気汚染物質環境リスク評価方法ガイドブックを作成・公表し、事業者の自主的な管理の促進を図りました。

② 化学物質の常時監視と調査研究の充実

県内7地点で毎月、ベンゼンなど23物質の測定を実施するとともに、化学物質関連の調査研究を行いました。

22年度も引き続き、化学物質の常時監視を実施するとともに、調査研究を進めていきます。

③ 農薬等の適正使用等

県内各地で研修会を5回開催し、農業者や防除業者、指導者に対して農薬の適正使用を啓発しました。また、指導者用の防除指針1,400部を作成し、関係機関に配布しました。

22年度も引き続き、これらの取組を行っていきます。

④ ダイオキシン類対策の推進

大気に関するダイオキシン類特定施設の立入検査を159事業所(230施設)に対して実施した結果、1事業所で廃棄物焼却炉の排出ガス中に含まれるダイオキシン類が排出基準を超えていたため、改善の指導を行いました。

水質に関するダイオキシン類特定事業場延べ36事業場に立入検査を実施し、うち26事業場で排水分析を行った結果、基準超過はありませんでした。

22年度も引き続き、ダイオキシン類特定施設・特定事業場の立入検査等を実施し、事業場の指導を行っていきます。

また、一般大気環境78地点、公共用水域に係る水質97地点及び底質41地点、地下水23地点並びに土壌36地点についてダイオキシン類の調査を実施した結果、水質の1地点で環境基準を超過していましたが、再調査したところ環境基準を下回っていることを確認しました。(数値は政令市等実施分を含む)

22年度も引き続き、環境中のダイオキシン類の調査を実施し、環境基準の達成状況の把握を行っていきます。

図 2 3 化学物質の届出排出量・移動量（PRTR データ）の推移

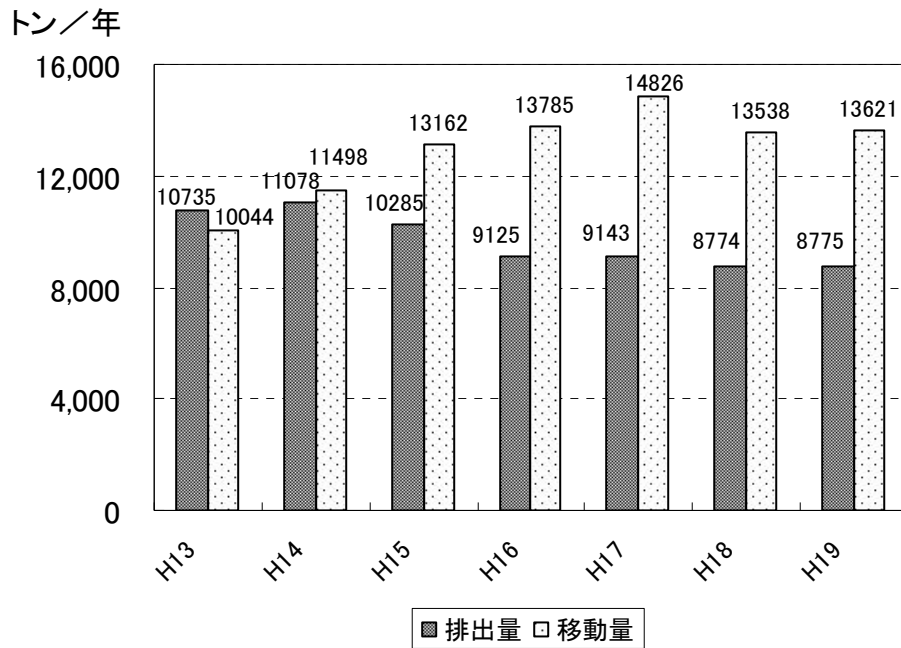


表 1 2 平成 2 1 年度有害大気汚染物質濃度の測定結果

| 物質名 | 地点数 | 環境基準超過地点数 | 環境基準 (年平均値) |
|------------|------------|-----------|------------------------------|
| ベンゼン | 32 (32) | 0 (0) | 3 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ |
| トリクロロエチレン | 25 (25) | 0 (0) | 200 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ |
| テトラクロロエチレン | 25 (25) | 0 (0) | 200 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ |
| ジクロロメタン | 25 (25) | 0 (0) | 150 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ |

() 内は平成 20 年度の値

表 1 3 一般環境大気のダイオキシン類年度別全地点平均値の推移

| 年度 | pg-TEQ/ m^3 | | | | | | | | | |
|--------|----------------------|------|------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 |
| 全地点平均値 | 0.22 | 0.23 | 0.15 | 0.11 | 0.099 | 0.073 | 0.071 | 0.064 | 0.056 | 0.045 |

* ダイオキシン類対策特別措置法に基づく常時監視は、平成 1 2 年度から実施。

第5章第1節 環境学習の推進

1. 計画の進捗を表す指標の状況と評価

| 項目名 | 基準年度 | 現況 | 目標 |
|------------------|-------------------|-------------------|--------------------|
| 県が主催する環境学習への参加者数 | 16,841人 (17年度) | 25,544人 (21年度) | 17,000人以上 (毎年度) |

《評価》

21年度は目標を達成しており、今後とも目標の達成に努める。

県が主催する環境学習への参加者数について、21年度は、体験型環境講座及びこども環境講座の事業が終了したものの、基準年比で約8,700人増加しました。

環境学習に関する事業は、その趣旨が浸透し、参加者数が増加していると考えられます。

2. 主な取組と今後の対応

① ちば環境学習ネットワーク会議の設置と運営

平成19年10月に設置した「ちば環境学習ネットワーク会議」において、環境学習の情報収集や情報共有のシステムづくり、指導者育成、プログラム・教材づくり、場づくりなどについて検討し、22年度実施計画を策定しました。

22年度は、実施計画の進行管理を行うとともに、23年度実施計画案を策定します。

② 環境学習を推進する人材の育成とその活用

環境学習指導者を育成するためのエコマインド養成講座を3回、指導者のスキルアップを目指すスキルアップ講座を2回開催し、85名が参加しました。

22年度は、エコマインド養成講座及びスキルアップ講座を見直し、新たに環境学習指導者養成講座と環境学習指導技能向上講座を設けました。環境学習指導者養成講座には、「導入コース」と「発展コース」を設定し、地域で環境学習を指導していくことができる人材の育成を、環境学習指導技能向上講座では、県が認定する環境学習指導者の育成を目指します。

③ 環境学習に関する情報提供の推進

小中学校への「生物多様性保全と地球温暖化防止に関するDVD」の配布や公開講座の開催など、環境学習に関する情報提供を行いました。また、「生涯学習情報提供システム」に環境学習情報を取り込み、インターネットによる情報提供も行いました。今後は引き続き、環境学習情報を提供するとともに、整備した環境学習情報のデータベースの拡充を図っていきます。

④ プログラム・教材の開発

事業者やNPO等3団体を公募し、自然観察分野に関する知識・経験を活かした地域教材や、「エコネコ地球温暖化クイズ 地球温暖化って何ニャろう?」を作成しました。

22年度は、三番瀬の環境学習で使用する教材を作成するとともに、幼児から高齢者まで幅広い年齢層に対応したプログラム・教材の作成に取り組みます。

⑤ 学習拠点の整備と相互連携及び場の活用

三番瀬を活用してスキルアップ講座を開催しました。また、地域の自然と文化を体験する「文化財探検隊」を鎌ヶ谷市、山武市、栄町において実施しました。さらに、教育の森を11箇所整備しました。

22年度は引き続き、干潟や里山等を活用して環境学習指導者養成講座を開催するとともに、環境学習の拠点に関する情報提供を進めます。

⑥ 環境学習機会の提供

環境学習アドバイザーの派遣(98回)、県民環境講座の開催(4回)、環境研究センターにおける啓発事業など、環境学習機会の提供に努めました。

22年度は引き続き、各種事業を実施することにより、県民が身近なところで楽しく環境学習に取り組める場や機会の充実を図ります。

⑦ 環境学習に関する調査研究の実施

県内の小中高等学校の取組を参考に、千葉県学校版環境マネジメントシステムを構築しました。

22年度は、千葉県学校版環境マネジメントシステムを活用して、地域や学校の実態に応じた「エコスクール」づくりを支援・推進するため「エコスクール・ちばコンテスト」を実施します。

⑧ 県の率先取組

環境マネジメントシステムに基づく一般職員研修を実施するとともに、環境行政職員研修において体験的環境学習を実施しました。

22年度も引き続き、職員に対する環境学習の機会の充実を図ります。

表 1 4 県が主催する環境学習への参加者数

(単位：人)

| 講座等名 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
|---------------------|--------|--------|--------|--------|
| 環境学習アドバイザー派遣事業 | 3,299 | 4,059 | 6,746 | 4,174 |
| 県民環境講座 | 303 | 213 | 265 | 401 |
| 空に親しむ啓発事業 | 428 | 365 | 381 | 300 |
| 水生生物による水質調査 | 533 | 770 | 600 | 548 |
| 手賀沼親水広場を活用した水環境学習講座 | 486 | 3,969 | 2,405 | 5,845 |
| 自然観察会 | 8,219 | 5,831 | 1,063 | 964 |
| 探鳥会 | 75 | 41 | 22 | 22 |
| 環境研究センターでの啓発事業 | 472 | 740 | 582 | 735 |
| 体験型環境講座 | 87 | 107 | 70 | —※ |
| こども環境講座 | 109 | 55 | 106 | —※ |
| こどもエコクラブ登録者数 | 3,440 | 3,076 | 3,038 | 2,455 |
| エコメッセ | 8,000 | 7,100 | 9,000 | 10,100 |
| 合 計 | 25,451 | 26,326 | 24,278 | 25,544 |

※ 平成 20 年度で事業廃止

表 1 5 環境学習情報提供数

| | |
|-------------------------|-------|
| 環境学習情報提供数（平成 22 年 6 月末） | 270 件 |
| うち 講師情報 | 93 件 |
| 団体・サークル情報 | 174 件 |
| 学習・イベント情報 | 3 件 |

第5章第2節 環境に配慮した自主的行動と協働の推進

1. 計画の進捗を表す指標の状況と評価

| 項目名 | 基準年度 | 現況 | 目標 | |
|--|-----------------|-----------------|---------------|-----------------|
| 環境保全活動に「参加したことがある」と回答した県民の割合 (アンケート調査による) | 36.0% (18年度) | 21.1% (21年度) | — | 70%以上 (30年度) |
| ISO14001 またはエコアクション 21 の認証取得事業件数 | 487 (18年度) | 588 (21年度) | 650 (24年度) | 1000 (30年度) |

《評価》

目標に向けて順調に進捗していない項目があり、目標の達成には今後の更なる施策の推進が必要である。

アンケート調査では、環境保全活動に「参加したことがある」と回答した県民の割合は、平成20年度の17.3%よりは増加したものの、21.1%に止まっています。また、「参加したことはないが、機会があれば参加してみたい」と回答した県民の割合は、20年度の40.5%から、43.2%へ増加しています。

このように、環境問題への関心は高いにも関わらず、これが実際の活動への参加に十分結びついていないという現状に対して、引き続き、これらの方々の参加を促進するため、環境保全活動の機会や情報の提供を積極的に行っていきます。

また、「ISO14001」又は「エコアクション 21」の認証取得事業件数は、順調に増加しており、県内事業者の環境保全に対する意識は年々高まっています。

2. 主な取組と今後の対応

① 環境配慮の普及と県の率先行動の推進

「環境マネジメントシステム」には国際規格のISO14001の他に、環境省が策定したエコアクション21や、地方自治体、有限責任中間法人、特定非営利活動法人などが策定したエコステージ、KES・環境マネジメントシステム・スタンダードがあります。21年度は、「ISO14001」と「エコアクション21」について、中小企業団体などと連携して普及セミナーを開催したほか、上記4つの「環境マネジメントシステム」について、ホームページを利用した広報を行い、その普及を図りました。

また、県の事務・事業活動について、21年度は政策評価制度（課所掌の基本施策評価）を活用し、庁内各課が取り組む施策を「環境の視点」から評価することとしました。各課の自己評価の結果を集計したところ、地球温暖化防止に関する取組が全体（137施策）の40.1%、生物多様性保全・自然環境に関する取組が29.9%、資源循環型社会の構築に関する取組が24.8%などとなっています。

さらに、県有施設の省エネ改修について、前述（第1章第1節）のとおり「地域グリーンニューディール基金」を活用した取組を進めました。

22年度は引き続き、「環境マネジメントシステム」の活用による負荷低減を推進するとともに、前述（第1章第1節）のとおり「地域グリーンニューディール基金」を活用した県有施設の省エネ改修を実施します。

② 環境保全活動の推進

環境活動見本市（エコメッセ in ちば：参加者約10,100人）や環境シンポジウム千葉会議（参加者約170名）など各種イベントに参加するとともに、環境や環境問題の現状について理解を深めてもらうことを目的に、県内の4市（千葉市、茂原市、船橋市、鎌ヶ谷市）と連携して「県民環境講座」を4回（参加者計401名）開催しました。また、環境保全に顕著な功績のあった個人・団体に千葉県環境功労者知事感謝状を贈呈しました。

22年度は引き続き、啓発イベントや環境講座、表彰制度を通じ、環境保全活動に対する県民の理解と関心を深め、活動を推進します。

③ 環境に配慮した事業活動の推進

中小企業の方々が行う環境保全の取組を支援するための融資制度について、より利用しやすい制度となるよう見直しを行いました。その結果、22年度からは県制度融資の一部となり、中小企業振興資金（環境保全資金）として新たにスタートすることとなりました。

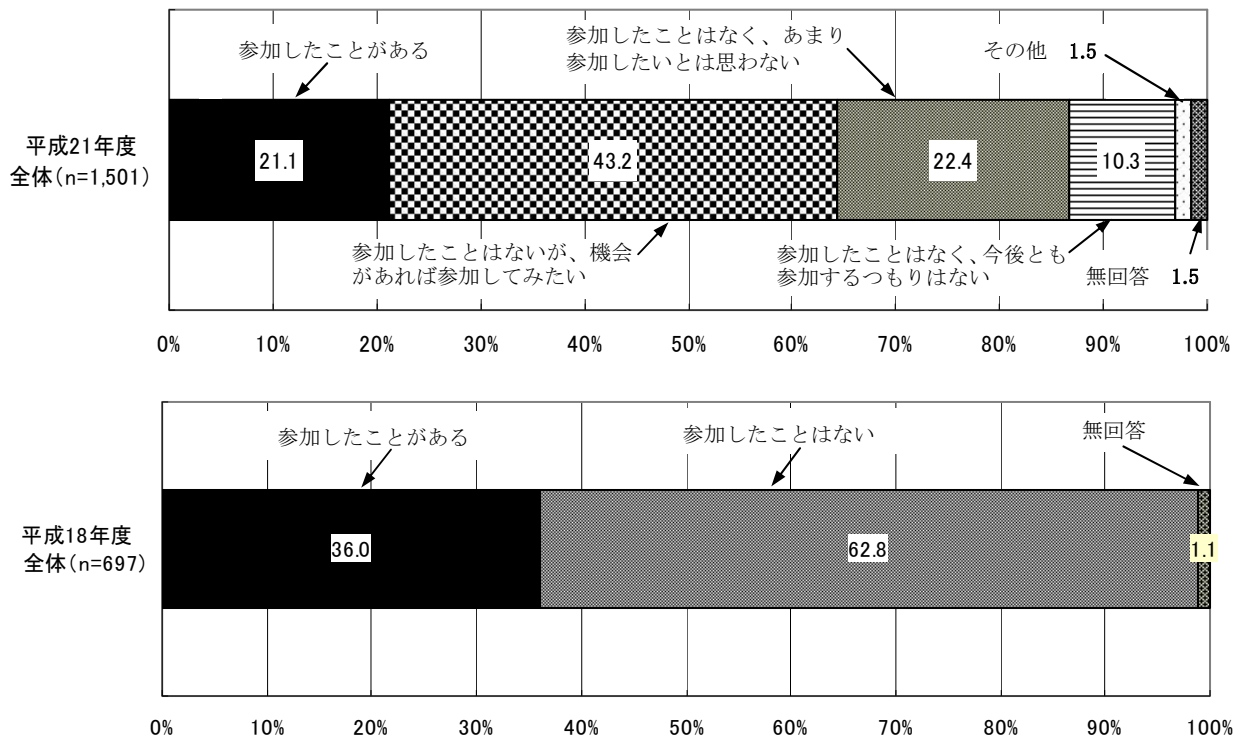
22年度は、新たな融資制度のPRを行うとともに、引き続き、融資を受けた方に利子の一部を補助するなど、中小企業の環境保全の取組を支援していきます。

④ 環境情報の提供

環境基本計画策定後、初めての進行管理を行い、その結果を「千葉県環境基本計画 平成20年度年次報告書」として取りまとめ、公表するとともに、同報告書の内容を取り込んだ「千葉県環境白書（21年版）」を作成し、県内市町村、関係機関に配付しました。

22年度は引き続き、環境基本計画の年次報告書、及び千葉県環境白書の作成を行うとともに、23年度に実施する環境基本計画の「総合的な進捗状況の点検・評価」に向けて、環境情報の収集・公表の仕組み等について検討します。

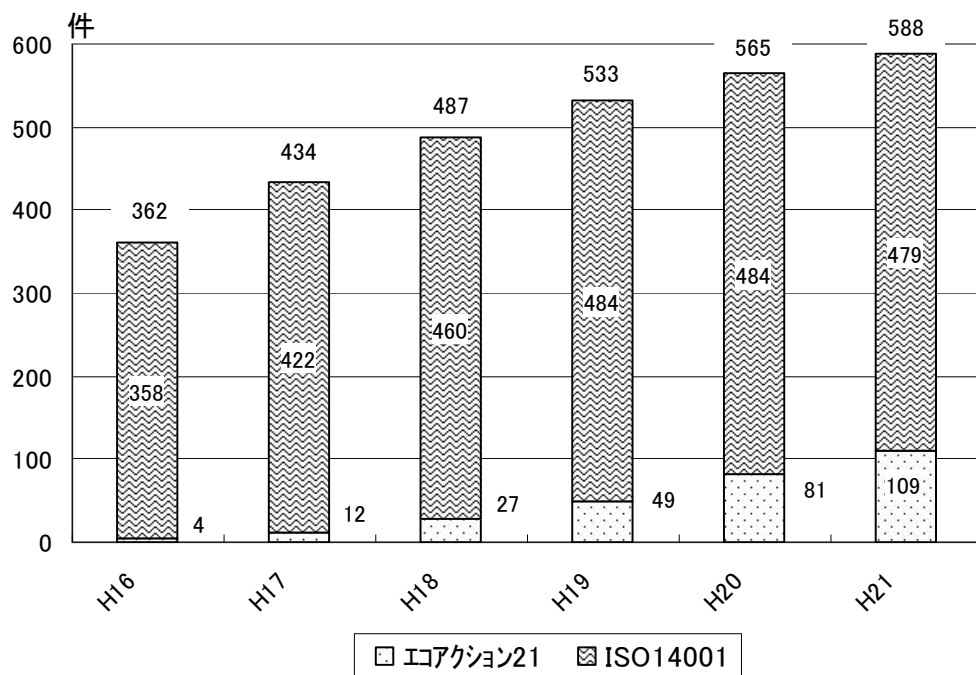
図 2 4 環境保全活動に「参加したことがある」と回答した県民の割合



※ H18：環境基本計画策定基礎調査（標本数2,000 回収率34.9%）

H21：県政に関する世論調査（標本数3,000 回収率50.3%）

図 2 5 ISO14001 またはエコアクション 21 の認証取得事業件数



『環境の視点』の評価の実施結果について

環境生活部環境政策課

千葉県環境基本計画では、『ずっと豊かで安心して暮らしていける千葉の環境をみんなのちからで築き、次の世代に伝えていく』という基本目標を達成するために、「すべての県民が環境について考え、行動する」という考え方と、「あらゆる施策に環境の視点を入れる」という考え方を併せ、「環境自治」と名付けた考え方に立って、環境を守り育てる行動に取り組むこととしています。

この「環境自治」の考え方に基づき、県のあらゆる施策に「環境の視点」を導入し、率先してその役割を果たしていくために、県の政策評価制度に『環境の視点』の評価の項目を追加し、事前及び事後評価を実施しました。

1. 『環境の視点』の評価を実施した背景、趣旨

現在の環境問題の多くは、特定の活動により生ずるものではなく、人間のあらゆる活動から生じています。このような環境問題を克服するためには、家庭、事業者を含めた私たち一人ひとりの日々の暮らしや経済活動のあり方が問われています。特に環境基本計画を推進していく県は、行政の立場から率先して環境に配慮した行動を考え、取り組んでいかなければなりません。

現在、県庁の各課で実施している個々の事務・事業に関しては、環境マネジメントシステムを活用して環境負荷の削減に取り組んでいますが、各課が所掌する施策全体について、環境の視点からの評価は行っていませんでした。そこで21年度は、県庁の全部局(庁)、計125課(室)が所掌する137施策について、「環境の視点」がどのように導入され、また、環境に配慮した取組が実施されているのか、その進捗状況を把握するため、県の政策評価制度である「課所掌の基本施策評価」の項目に『環境の視点』の評価を追加し、評価を実施しました。

2. 『環境の視点』の評価の目的・効果

県庁の各課で実施している事務・事業には、本来それぞれの事業目的がありますが、その目的の達成を目指す中で、本来の目的に加えて環境の保全・再生が図られることが求められています。そこで、それぞれの事務・事業について、環境面から事業効果を検証することが『環境の視点』の評価の目的となります。

さらに、この評価を契機として、県庁全体に「環境の視点」の意識の定着が図られ、県のあらゆる施策の中に環境に配慮した考え方や行動が取り込まれ、実施されていくことを目指します。

3. 評価結果

環境面から事業効果を検証する上で、環境分野を以下の8項目に分類し、それぞれの事務・事業がどの環境分野に、どのような効果を挙げているのかを検証しました。

【 環境分野（8項目） 】

- A. 地球温暖化防止 B. 生物多様性保全・自然環境 C. 資源循環型社会の構築
 D. 大気環境 E. 水環境 F. 化学物質
 G. 環境を守り育てる人づくり、ネットワークづくり（環境学習ほか）
 H. 共通的・基盤的施策（環境情報の提供、環境に関する調査・研究ほか）

環境分野ごとに、当該環境分野に対する事業効果が認められた施策の数の多い順に並べると、「地球温暖化防止」に効果のあった施策が 55 施策（全 137 施策の 40.1%）、続いて「生物多様性保全・自然環境」が 41 施策（同 29.9%）、「資源循環型社会の構築」が 34 施策（同 24.8%）、以下「環境を守り育てる人づくり、ネットワークづくり」（30 施策）、「共通的・基盤的施策」（24 施策）、「水環境」（20 施策）、「大気環境」（16 施策）、「化学物質」（8 施策）の順となりました。

なお、環境分野ごとに講じられた主な取組は以下のとおりでした。

| 環境分野（8項目） | 施策数 （※） | 主 な 取 組 の 例 |
|------------------------|------------|---|
| 地球温暖化防止 | 55 | 「ノー残業デー」の周知・徹底、公共交通の利用促進、県制度融資に「環境保全資金」を創設、適正に管理された森林の確保、建設工事に係る入札を全て電子入札により実施、千葉ニュータウン印西牧の原地区において「低炭素まちづくり」に関する検討を実施、学校の屋上緑化 等 |
| 生物多様性保全・自然環境 | 41 | 飼育動物に係る飼い主責任の徹底・遺棄防止、サケの稚魚の放流、環境にやさしい農業の推進、「多自然川づくり」による河川改修の推進、青少年教育施設における自然体験活動の実施、博物館における自然観察会の開催 等 |
| 資源循環型社会の構築 | 34 | 雑用水利用の推進、農業用廃プラスチックの再生処理の推進、家畜排せつ物の適正管理と有機質資源としての有効利用、食品残さの飼料化、下水汚泥の有効活用、建設副産物のリサイクルの推進、浄水場発生土の培養土化 等 |
| 大気環境 | 16 | 交通渋滞の解消によるCO ₂ 、NO _x 、SPM等の低減、柏の葉地区における自転車を活用した移動交通システムに関する実証実験の実施、騒音（航空機）下住民の生活環境の保全 等 |
| 水環境 | 20 | 流域下水道の整備や公共下水道の普及、農業集落排水事業の推進、適正な施肥の推進による土壤環境の保全 等 |
| 化学物質 | 8 | 毒物劇物による健康被害の発生防止、工事発注に際して建築材料化の揮発性有機化合物の発生抑制 等 |
| 環境を守り育てる人づくり、ネットワークづくり | 30 | 生涯大学の課程に環境に関するテーマを選定、青少年を対象とした環境活動（体験）の実施、環境問題の解決に向けNPOとの連携・協働を推進、景観上優れた建築物及び環境に配慮した建築物の表彰 等 |
| 共通的・基盤的施策 | 24 | 『環境の視点』の評価の導入、農業分野において自然環境の保全に視点を置いた研究課題の設定、 等 |

※ 当該環境分野に関する取組を実施した施策数（複数回答）

第5章第3節 「ちば環境再生基金」の充実と活用

1. 計画の進捗を表す指標の状況と評価

| 項目名 | 基準年度 | 現況 | 目標 |
|---------------|-------------------------|---------------------------|----------------------|
| 募金総額 (累計) | 11億8百万円 (18年度末までの累計) | 11億5千9百万円 (21年度末までの累計) | 30億円 (30年度末までの累計) |
| 助成事業費 (累計) | 8千万円 (18年度末までの累計) | 11千万円 (21年度末までの累計) | 30億円 (30年度末までの累計) |

《評価》

募金・啓発活動及び各種助成事業を実施しているが、目標達成に向けては、募金・啓発活動方法のさらなる工夫と助成事業の新たな展開を図る必要がある。

募金・啓発活動や各種助成事業については、これまで着実な展開を図ってきてはいますが、目標金額とは大きな隔たりがあります。今後、基金を有効に活用していくために、より一層の工夫と新たな展開を図っていきます。

2. 主な取組と今後の対応（県及び千葉県環境財団）

① ちば環境再生基金の設置と運営

財団法人千葉県環境財団に設置された基金を適正に運用し、基金による事業を公正かつ適切に実施するため、「ちば環境再生推進委員会」において、事業に関する審査、検討等を行いました。今後も引き続き、同委員会の意見を聞きながら、基金の適正かつ有効な利用を進めます。

② 啓発・募金活動の推進

県内各地において、環境への関心を高めるための広報啓発を行いながら募金活動を実施したところ、21年度における募金額は、516件で、12,491,176円となりました。基金設置からの募金総額は22年3月31日現在4,430件で、1,159,955,730円となっています。今後は、従来から実施している市町村イベント等での募金活動や事業所等への職場募金の依頼等を通じて着実な募金活動を進めるほか、より効果的な募金活動の検討を行っていきます。

③ 資源循環型社会づくりの推進

資源循環型社会づくりのモデル事業である「なのはなエコプロジェクト」により、菜の花やヒマワリ等から収穫される油やその廃食用油を活用して、資源循環を実際に体験する活動（菜の花3団体、ヒマワリ19団体）に対して助成しました。22年度以降は、事業内容の継続的な見直しを行いながら、その結果を踏まえた事業展開を図っていきます。

④ 自然環境の保全と再生の推進

NPO団体などが県内で行う自然環境の保全・再生等の活動 10 事業に対して助成しました。

また、市町村が地域の住民等と連携を図りながら計画的に実施する自然環境や田園環境の保全・再生の事業、3 事業に対して助成しました。

22 年度以降は、事業内容の継続的な見直しを行いながら、その結果を踏まえた事業展開を図っていきます。

⑤ 負の遺産対策の推進

市町村が実施する、原因者が特定できない不法投棄や廃棄物処理法の規制以前に処分された廃棄物への対策に対し、21 年度は 2 事業に助成しました。22 年度以降は、引き続き、同助成制度について周知を図ります。

⑥ 地域経済と地域振興への貢献

NPO等の民間団体、市町村が行う自然再生や資源循環の取組への支援を通じ、地域の活性化や地域間の交流を促進していきます。

⑦ ネットワーク化の推進

22 年度は、専門家等から技術的助言を得る勉強会等の機会を設け、ネットワーク化を推進します。

表16 ちば環境再生基金への募金額・助成事業数の推移

(1) 募金額

| 区分 | 件数 | 金額 |
|------|--------|----------------|
| 13年度 | 30件 | 2,991,786円 |
| 14年度 | 422件 | 521,623,080円 |
| 15年度 | 466件 | 560,463,458円 |
| 16年度 | 655件 | 7,643,154円 |
| 17年度 | 602件 | 7,719,124円 |
| 18年度 | 582件 | 8,379,501円 |
| 19年度 | 584件 | 26,737,759円 |
| 20年度 | 573件 | 11,906,692円 |
| 21年度 | 516件 | 12,491,176円 |
| 合計 | 4,430件 | 1,159,955,730円 |

※ 14年度大口募金者（千葉県：5億円）

※ 15年度大口募金者（千葉県産業廃棄物協会：4億5千万円、千葉県：1億円）

(2) 助成事業数

① NPO環境活動への助成

(助成額 単位：千円)

| 年度 | 15年度 | 16年度 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|---------|
| 助成数 | 17事業 | 15事業 | 9事業 | 15事業 | 11事業 | 10事業 | 10事業 |
| 助成額 | 4,423 | 2,426 | 2,209 | 3,139 | 1,656 | 1,976 | (3,030) |

※助成額の（ ）は一部交付決定額を含む値。

② 市町村による戦略的自然再生事業への助成

(助成額 単位：千円)

| 年度 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|---------|
| 助成数 | 3事業 | 4事業 | 4事業 | 3事業 | 3事業 |
| 助成額 | 5,177 | 6,024 | 8,074 | 2,566 | (2,928) |

③ 負の遺産対策への助成

(助成額 単位：千円)

| 年度 | 15年度 | 16年度 | 17年度 | 21年度 |
|-----|--------|--------|--------|--------|
| 助成数 | 2事業 | 1事業 | 1事業 | 2事業 |
| 助成額 | 13,180 | 16,083 | 10,471 | 13,781 |

④ なのはなエコプロジェクト

菜の花やヒマワリから収穫される食用油を活用した資源循環体験活動

(助成額 単位：千円)

| 年度 | 15年度 | 16年度 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|
| 参加者数 | 7団体 | 9団体 | 10団体 | 9団体 | 11団体 | 12団体 | 27団体 |
| 栽培面積 | 269アール | 204アール | 237アール | 341アール | 107アール | 439アール | 764アール |
| 助成数 | 4団体 | 6団体 | 8団体 | 8団体 | 11団体 | 10団体 | 22団体 |
| 助成額 | 231 | 421 | 541 | 580 | 623 | 794 | (1,784) |

※15年度から、菜の花のほかヒマワリによる活動を実施している。

※助成額の（ ）は一部交付決定額を含む値。

第5章第4節 県域を越えた連携と国際環境協力の促進

1. 計画の進捗を表す指標の状況と評価

| 項目名 | 基準年度 | 現況 | 目標 |
|---------------------------|---|---|-----------------------|
| 県と県外の自治体等が連携した環境の保全・再生の取組 | 近隣都県と連携したディーゼル自動車の運行規制や地球温暖化防止の共同キャンペーン等を実施 (18年度) | 八都県市で連携し、深夜化するライフスタイルの見直しなどの地球温暖化対策、首都圏に流入する自動車の排出ガス対策の検討等を実施 (21年度) | 連携した取組を拡大します (毎年度) |
| 県が受け入れた環境分野での海外からの研修生数 | 8.6回 89人 (平成14～18年度の間の年平均値) | 8回 53人 (21年度) | 増加させます (毎年度) |

《評価》

目標に向けて順調に進捗していない項目があり、目標の達成には今後の更なる施策の推進が必要である。

今日の環境問題に対処するためには、県域を越えた連携による広域的な施策の展開が必要です。八都県市（現九都県市）では、深夜化するライフスタイルの見直しに向けた取組について、ライフスタイル・ビジネススタイルの深夜化による地球温暖化温暖化への影響調査を実施し、報告書にまとめました。また、自動車排出ガス対策の一環として、NO_x・PM法の対策地域外から首都圏に流入する貨物自動車等について、同法の対策地域内に登録できない車両を使用しない取組を誘導する事業者（業界団体）向けガイドラインを取りまとめました。

海外からの研修生の受け入れ数については、20年度より、回数、受け入れ数ともに増加しているものの、基準年度より減少しているため、今後、本県の環境分での国際貢献を積極的にPRしていくことで、相手国からの研修 要望を増加させていきます。

2. 主な取組と今後の対応

① 県域を越えたネットワークによる取組の推進

八都県市（現九都県市）では、温暖化防止対策に係る共同・連携した取組として、ライフスタイルの変革を促す取組、再生可能エネルギー導入促進、八都県市で共同した事業者対策等の検討や、エコウェーブ（地球温暖化防止一斉行動）を実施しました。また、ディーゼル車対策やエコドライブの普及、東京湾水質一斉調査、緑のカーテン普及キャンペーン、3R普及促進事業、容器包装発生抑制の推進、産業廃棄物路上一斉調査など、様々な取組を実施しました。

22年度も引き続き、九都県市で共同・連携した温暖化防止対策の検討を進めるとともに、各種キャンペーンを継続する等、広域的な連携を強化していきます。

② 国際的な取組の推進

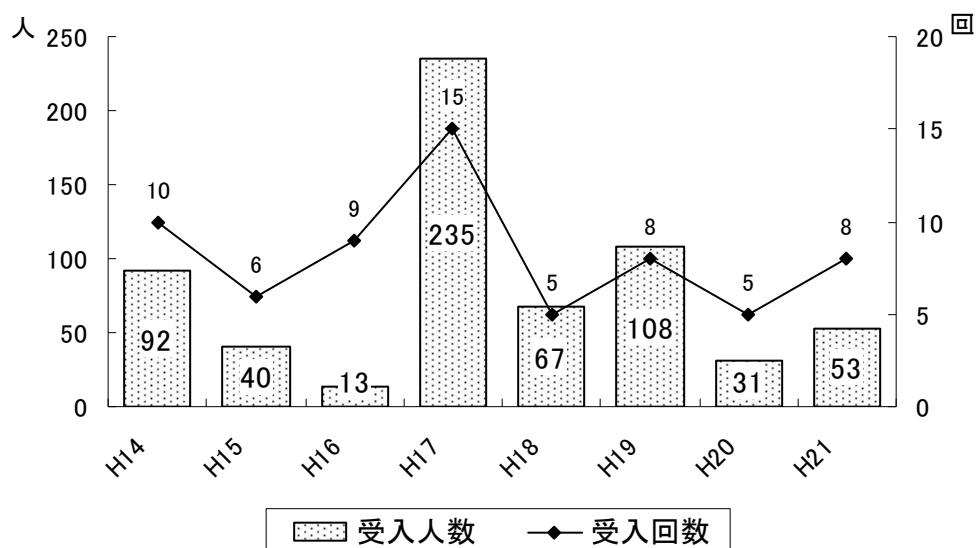
18 か国から 53 人の研修生を受け入れ、施設見学や講義、意見交換等を通じ、本県の大气汚染対策や水質汚濁防止対策、産業廃棄物行政、化学産業における環境管理技術等を紹介しました。また、JICA 草の根技術協力事業の一環として、下水道・水環境教育分野において県及び市町村の専門職員をベトナム・ハノイ市へ派遣するとともに、ハノイ下水排水公社の職員を研修生として受け入れました。

22 年度は引き続き、JICA 等と連携し、本県が有する環境技術分野の積極的活用に努めるとともに、九都県市共同でアフリカ仏語圏の研修生を受入れ、環境分野の基礎的研修を実施し、国際協力・途上国支援を推進します。

表 1 7 八都県市による主な取組

| 項 目 | 概 要 |
|-------------------------|--|
| 環境分野における国際協力 | JICA が企画する「青年研修事業」と連携し、途上国からの研修生の受け入れを実施。 |
| ヒートアイランド対策 | 八都県市共同で取り組むヒートアイランド対策について、検討を行うとともに、普及啓発等を実施。 |
| 八都県市共同した事業者対策 | 地球温暖化対策計画書制度について、計画書制度、制度を活用した対策、温室効果ガス排出量公表について検討を実施。 |
| 再生可能エネルギーの導入 | 再生可能エネルギーの効果的・効率的な導入促進や導入促進に向けた需要創出について検討を実施。 |
| ライフスタイルの変革を促す取組 | 深夜化するライフスタイルの見直しに向け、地球温暖化対策を中心に多面的な視点から効果的な対応策の検討を実施。 |
| エコウェーブ (地球温暖化防止一斉行動) | 八都県市発のアピール行動として、地球温暖化防止に向けたリレーイベント、一斉消灯や点灯時間短縮等の率先行動を実施。 |
| ディーゼル車対策 | 一都三県の条例によるディーゼル車規制を連携協力しながら取り組むとともに、啓発活動や路上・拠点検査等を実施。 |
| 流入車対策の推進 | 自動車NOX・PM法の対策地域内には登録できない車両を使用しない取組の促進について検討を実施。 |
| エコドライブの普及 | 東京モーターショーなどのイベントでの啓発活動、自動車販売店との連携によるキャンペーンやエコドライブ実技講習会を開催。 |
| 低公害車の普及 | 八都県市による低公害車指定制度により、低公害車の指定を行い、ホームページでの情報提供等の普及啓発を実施。 |
| 東京湾水質一斉調査 | 148 機関・団体が参加し、海域、河川など計 749 地点で、溶存酸素量、COD、水温、塩分、流量を調査。 |
| 3R 普及促進事業 | マイボトルの利用促進を図り、ごみの発生を抑制する「八都県市はマイボトル宣言」キャンペーンを実施。 |
| 容器包装発生抑制の推進 | 「容器包装ダイエット宣言」参加事業者の取組等について、電車広告やホームページ等により周知。 |
| 産業廃棄物路上一斉調査 | 産廃スクラム 2 9 と共同した一斉路上調査の実施。 |

図 2 6 海外からの研修生の受入回数・人数の推移



第6章第2節 環境影響評価制度の充実

1. 主な取組と今後の対応

① 現行制度の的確な運用

21年度に環境影響評価の対象となった案件は、法対象が発電所2件（方法書1件、準備書1件）、条例対象が廃棄物焼却等施設1件（準備書1件）で、これらのうち準備書1件について、学識経験者で構成される千葉県環境影響評価委員会の答申を基に知事意見を述べました。

また、事業者は、環境影響評価書に記載した監視計画に基づき事後調査を実施した上で、その結果について事後調査報告書を提出することとなっており、21年度は11件の事後調査の指導を行いました。

22年度は引き続き、適正に環境影響評価が実施されるよう事業者を指導するとともに、環境影響評価法等の改正状況を踏まえながら、必要に応じて制度の見直しを図ります。また、インターネットの活用を検討して、環境影響評価手続への県民等の参加を促進します。

② 計画段階環境影響評価制度の運用

20年4月から県事業を対象に計画段階環境影響評価制度を導入しています（実施事例はありません）。引き続き制度の周知及び状況把握に努め、対象計画がある場合には制度の運用を図ります。また、環境影響評価法等の改正状況を踏まえながら、必要に応じて制度の見直しを図ります。

第6章第3節 環境情報の提供と調査研究体制の充実

1. 主な取組と今後の対応

① 環境情報の提供

県のホームページで公開している大気環境情報、公共用水域の水質情報など県内の環境データ等、環境情報を随時更新し、最新の情報を公開しました。

また、環境基本計画の20年度年次報告や環境白書（21年版）を刊行し、関係機関に配付するとともに、県のホームページにも掲載しました。

環境研究センターでは、20年度に実施した調査研究の成果を年報として取りまとめ、公表するとともに、環境学習コーナー、環境関連の情報を展示するフリースペースの活用を図りました。

生物多様性センターでは、生物多様性地理情報システムの活用として、県庁ホームページ（ちば情報マップ）において、主な特定外来種12種（アライグマ、カミツキガメ、ナガエツルノゲイトウなど）の分布図を公開しています。

22年度も引き続き、環境情報を積極的に公開するとともに、情報の効果的な公表方法を検討していきます。

② 行政課題に的確に対応する調査研究体制の構築

環境研究センターでは、平成20年～24年度を期間とする研究計画に基づき、各研究室が協力して取り組む地球温暖化防止プロジェクトを実施しています。また、国立環境研究所など外部機関と、「光化学オキシダントと粒子状物質等の汚染特性解明に関する研究」など10課題について共同研究を実施しました。

今後も、研究計画に基づき調査研究を実施するとともに、微小粒子状物質や化学物質、ヒートアイランド現象など新たな課題についても、積極的に取り組んでいきます。また、生物多様性センターでは、千葉県生物多様性に関する情報の一括管理・提供、調査研究・技術開発、教育普及・現場指導を通じ、生物多様性の保全・再生を推進していきます。

③ 研究機関や博物館等のちからを活用した情報の提供等

環境研究センターでは、県民等への分かりやすい情報提供の一つとして、センターニュースを年間4回発行するとともに、バスを利用した講座を含め、公開講座を14回開催し、735名が参加しました。また、センター環境学習コーナーにおいて「ワクワクたいけん 水の不思議Ⅱ」など企画展を5回開催しました。さらに、NPOや事業者などが開催する研修会・講習会等へ、計119回講師を派遣しました。

中央博物館では、メールマガジンを年間24回、定期刊行物を年間6回発行しました。また、環境に関する展示会を14回、観察会やイベントを131回、環境に関連する公開講座やシンポジウムを43回開催しました。

生物多様性センターでは、ニュースレターを年間5回発行しました。また、普及啓発用冊子（千葉県生物多様性ハンドブック1）を発行し、シンポジウムや講演会において配布しました。

22年度も引き続き、定期刊行物の発行や公開講座等を通じ、調査研究の成果を含め、保有する環境問題に関する情報を広く、わかりやすく提供します。

千葉県環境基本計画 平成 21 年度年次報告

[編集・発行] 千葉県環境生活部環境政策課

〒260-8667 千葉市中央区市場町 1 - 1

電話 043-223-4649

F A X 043-222-8044

Email e-seisaku@mz.pref.chiba.lg.jp